

《翻 訳》

『コリヤード 懺悔録』ポルトガル語全訳注

—第六誡「邪淫を犯すべからず」に対する若干の日本語補注—

Tradução integral portuguesa dos *MODVS CONFITENDI et EXAMINANDI* (Roma, 1632) da autoria de frei dominicano Diego Colhado: Algumas anotações adicionais em idioma japonês relativas ao sexto mandamento de Moisés

日埜 博司

キーワード

『コリヤード さんげろく(懺悔録)』, 「邪淫を犯すべからず」(モーセの第六誡), カトリックの性倫理, 日本の性習俗

学内誌を利用して累次にわたり、イスパニア人ドミニコ会士ディエゴ・コリヤードが編んだ『さんげろく』のポルトガル語全訳注を連載してきた。11回に及んだ連載はすでに完了し、目下そのささやかな成果を上梓すべく準備にいそしんでいる。

16～17世紀日本へ渡来したキリシタン宣教師たちは、みずから奉ずるカトリックの宗教観や価値観とはいささか肌合いを異にする別個の倫理コードなりものの考え方なりが日本の“異教”社会に根づいていることを思い知らされた。彼ら——特にキリシタン布教において最も大きな存在感を有しかつ文化的貢献も絶大であったイエズス会のパードレ(伴天連)たち——はカトリックの教えを布教するに際し、日本における“特殊事情”に顧慮を払いつつカトリックの教理をどう日本人へ伝えるかに腐心する。

上記のことに関連するもろもろの問題に訳者なりの解釈を施しそれをポルトガルの読者人へ伝えるため、若干の訳注をポルトガル語で作成してみた。それに際しては、論証に有益と考えた日本語の史料なり文献なりを適宜ポルトガル語に直して紹介し、極力論述が抽象的に流れぬよう心がけた。その作業はおもしろくもあり意義ある営みでもあった。

現在のところ、この訳業はポルトガルでよりもまず日本で刊行することにしたいが、ラテン文字の17世紀日本語で印刷された『さんげろく』テキストのポルトガル語全訳を拙作の核とすることで、訳者の気持ちは定まっている。ただ、日本での上梓をまずめざす以上、ポルトガル語で記述した訳注に編集の手を加えずそのまま公にすることは、どうしても無理だと見ざるを得ない。そこで当該の訳注から訳者自身多少の愛着というかこだわりを覚える数点を選び、それらを日本語で再構成してみようとする。

それに際し、告解そのものの内容を再確認するため、それぞれの現代語訳を教科書体でもう一

度掲げる(告解そのものの葡語訳とは異なり、この現代語訳に特段のオリジナリティーはない。が、それでも 17 世紀日本語の味わいをよく伝えたいと、門外漢なりに吟味と丹精を凝らしたつもりではある)。

『流通経済大学社会学部論叢』通巻34号(17巻1号)所収の拙稿「『コリヤード 懺悔録』ポルトガル語全訳注——告解に対する聴罪司祭の訓誡」の解題でコリヤードが編んだ書物全篇の内容をざっと振り返り、かつ信徒の告解に司祭の訓誡がどの程度対応しているかを確認するための一覧を作成した(誡のナンブルは I や IV などのローマ数字で、何番目の告解であるかは1や12などのアラビア数字でそれぞれ表わし、告解の内容を略記したうえ、それぞれに対応する司祭の訓誡が収載されている場合は●印を附した)。今回扱おうとする第六誡に関する15の告解の内容を下記により再確認する(多少の補正を行なった)。

- VI-1 妾に想いを掛けつつ妻と交わる。妾との姦淫。妻と肛門性交を行なう。妾との情事を思い浮かべつつ精を漏らす
- VI-2 未婚女性との姦淫。精液の無益な放出
- VI-3 有夫者——処女(!)——との姦淫
- VI-4 有夫者との姦淫に際し避妊措置を施す
- VI-5 美女を妄念によって姦淫する(未遂も既遂も)
- VI-6 強姦未遂。精液の無益な放出
- VI-7 不犯の願を立てた女性の手淫
- VI-8 不犯の願を立てた女性の姦淫。相手の男に肛門性交を勧める。避妊措置を施す
- VI-9 男とのあいだで妄念による姦淫を犯す
- VI-10 夜這い男を寝所で拒絶する
- VI-11 上記の男を受け入れる
- VI-12 南蛮人の伽をする。遊女となって避妊措置を施す
- VI-13 男色に耽る。手淫を行なう。有夫者や未婚者や処女との姦淫。結婚詐欺的行為を働く。姦淫の相手を妾に囲う●
- VI-14 みずからの淫蕩を誇る。獣姦を犯す
- VI-15 色事の仲介をする



そもそも告解とは、カトリック教会における七秘蹟のひとつで、悔悛の秘蹟ともいう。受洗後の罪を聴罪司祭が糾明し、痛恨の念をもってデウスの代理者としての司祭へそれを告白し、デウスと和解し、罪を償い善に移る決心をし、デウスの援けにより罪の赦しが与えられる。告解とはまた、人にではなく、デウスへ向かってなされる行為であるから、感情の誇張は極力これを退けねばならない。そうした考えにもとづき、告解と懺悔とは本来別である、とカトリックは主張する。「聖霊を受けよ。あなたがたが許す罪は、誰の罪でも許され、あなたがたが許さずにおく罪は、そのまま残るであろう」(『ヨハネ伝福音書』20:22-23)というキリストの言葉を拠りどころに、使徒とその後継者である司教および司祭に罪を赦す権限が与えられた、とするカトリックの考え方に対し、プロテスタントは、罪は告白や償いで赦

されるものではないという見解にのっとり、告解の秘蹟を否定して個人の内面的な悔い改めを勧める。

日本イエズス会が 1598 年に刊行した『サルヴァトル・ムンヂ』という書物がある。ローマのカサナテンセ図書館 (Biblioteca Casanatense, Roma) が所蔵する天下の孤本である。刊行地は未詳であるが、おそらくは長崎であろう。扉表の中央にはイエズス会紋章が配され、その上段および下段にそれぞれ *SALVATOR MVNDI* (『地上の救い主』) とあり、通常これが書名として慣用されているが、扉裏には *CONFESSIONARIVM // IN COLLEGIO IAPO- // NICO SOCIETATIS. // IESV. // Cum facultate Superiorum // ANNO. M.D.XCVIII* (コンフェシオナリウム。イエズス会の日本コレジオにおいて。スペリオールの御許しを蒙りて。1598 年) と見え、この *CONFESSIONARIVM* (『告解の秘蹟』)こそ、少なくとも部分的には、この書物の実際の内容を示している。すなわち、聴罪司祭が信徒の告解を効果的に引き出そうとするために日本イエズス会が編纂したマニュアルと呼んで差し支えない内容を有する。ヨーロッパ文字は扉以外には用いられておらず、本文はすべて行草体の日本文字であり、漢字かな交じりで記される¹。

『サルヴァトル・ムンヂ』「第六ばんのまだめん」との項には聴罪司祭が尋問すべき 12 のことがらが列挙されている。『コリヤード さんげろく』第六誠に関する告解に照応しているものと、そうでなさそうなものがあるが、念のため 12 すべてを現代語に直し掲げてみる。

- 一 好色の科については心得て区別すべきことがある。すなわち、それぞれが他方をまだ伴侶としていなかったときに犯した科であるのか、それとも、ふたりのうちひとりが他方を妻あるいは夫とした後に犯した科であるのか、あるいはまた、科を犯した相手がビルゼンと称して、いまだ夫婦の交わりを知らぬ女人であるのか、または、ビルゼンでなくとも不犯の誓願を立てた女性であるのか、告解に際してはそれらの状況を区分して申すべし。
- 二 女性が懐妊せぬように配慮しつつ性交したことがあるか。
- 三 妾を持ったことがあるか。
- 四 手ずから扱いて精液を漏らしたことがあるか。また、妄念をもって他人の身に手を触れたことがあるか。
- 五 男色の科はあるか。
- 六 肉欲的にして乱倫的な性まつわる歌を歌ったり、そのような色恋沙汰を聞いたり語ったりして悦びを覚えたことがあるか。さらにまた、そのような傾向のある書物を妄りな心宛てを懐いて読んだり読み聞かせてもらったりしたことがあるか。
- 七 淫らな色恋沙汰に関わる文、または使いを人に遣ったり受け取ったりしたことがあるか。
- 八 淫らな色恋の道から他人に形見を送ったり、あるいは受け取ったり、それを持っていたりしたことがあるか。

¹ 『サルヴァトル・ムンヂ』の全文翻字については、松岡洗司の貴重な業績「慶長三年耶蘇会版 サルバトル・ムンヂの本文と索引」(『上智大学国文論集』6, 1973 年)があり、基本的にこの業績に依拠する。日塾は『コリヤード さんげろく』ポルトガル語訳注書の附録として収載するため『サルヴァトル・ムンヂ』もこれを全文葡訳する作業を進めており、その一部はすでに公開した。

九 春をひさいで身を立てていた者であれば、その頃の振舞いようと、そうしていた期間を申すべし。

十 男女を問わず、他人から不純で肉欲的な情けをかけて欲しいと望んだことがあるか。あるいはまた、そのような望みを遂げようとしたことがあるか。

妻あるいは夫を持つ人に関しては、以下の条々を糺すべし。

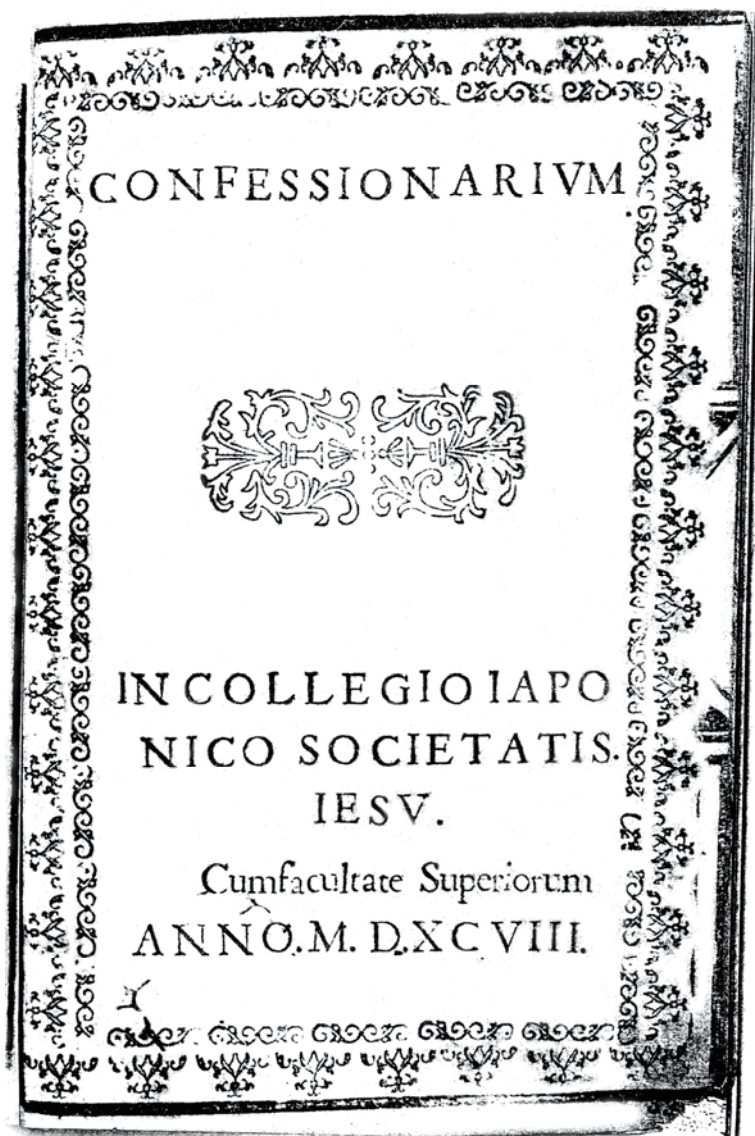
十一 夫婦間で行なう性行為に際し、子が生まれぬよう配慮しながら交わったことがあるか。

十二 しかるべき理由もないのに、女人にして、夫との交わりに同意せず、夫が他の女と科を犯す危険に夫を追い込んだことがないか。また夫の側からも同じようなことはなかったか。

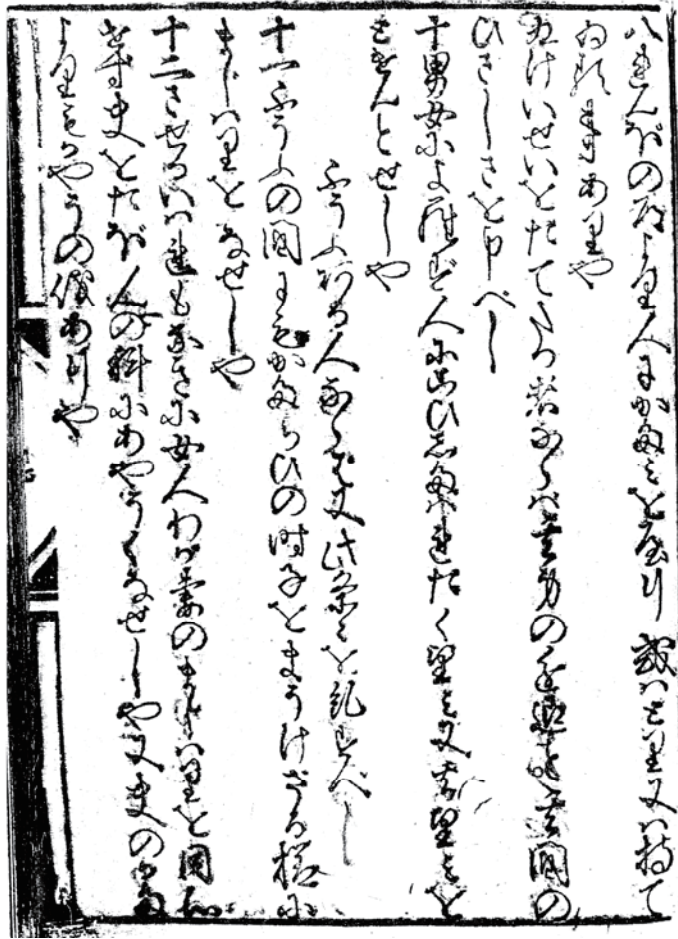


『サルヴァトル・ムンヂ』扉表

『南欧所在 吉利支丹版集録 サルヴァトル・ムンヂ』(海老沢有道解説, 雄松堂書店, 1978年)より



『サルヴァトル・ムンチ』扉裏



『サルヴァトル・ムンチ』第六のまだめんと

第八から第十二までの問い掛けが見える

『サルヴァトル・ムンチ』に見える第六誠「邪淫を犯すべからず」に関わる尋問は、上記のとおり 12 項である。それらを通じて 16～17 世紀の日本人キリシタン信徒へどのような性倫理が授けられたのか、が具体的に判明する。さらにまた、当然と言えば当然であろうが、上記もろろの尋問をその源流へ遡れば、中世ヨーロッパのカトリック世界で作成されたカテキズモと呼ばれる教理書へ辿り着く²。

² 尋問の筋に違背することを犯せばいかにしてその科を償うか、を“数量的に”指示した贖罪規定書と呼ばれる書物が中世ヨーロッパに存在した。ひとつの贖罪規定書を全篇漏らさず日本語へ訳出した業績は寡聞にして知らないが、その概要の紹介は阿部謹也の次の著書において行なわれている。『西洋中世の罪と罰——亡霊の社会史』〔叢書 死の文化1〕(弘文堂, 1989年)第6章「キリスト教の教義とゲルマン的俗信の拮抗——贖罪規定書にみる俗信の姿」。『西洋中世の男と女——聖性の呪縛の下で』(筑摩書房, 1991年)第4章「聖なるむすびつきとしての結婚」。

管見に及んだポルトガル中世のカテキズモから、『ヴィゼウ司教ドン・ディオゴ・オルティスの小教理書』を取り上げる。その対応箇所をやや自由に意味をとりつつ訳し、脚注に校訂者の定めたポルトガル語テキストを掲げる³。

第10章 第六誡について

第六誡は次のとおりである。「邪淫を犯すべからず」。この誡にあっては一体化した隣人に及ぼされる損害と不正義とが論ぜられる。一体化した隣人とは夫と肉をひとつにした妻をいう。この誡にあっては幾つかの形式の邪淫の振舞いが語られるが、それらに対しては『レビ記』や『申命記』においてもれなく批難が加えられている。しかし我らが平明に言いうことは以下のとおりだ。この誡で禁の対象となるのは、ひとことで言えば、真実の婚姻の枠外で行なわれる肉の営みいっさいだ。実際に行動に移したそれであれ言葉だけで同意に及んだそれであれ、禁の対象である。すなわち独身者同士の単純な淫行、処女に対する狼藉、四親等以内の親族

3

¶ *Capitolo x, do sexto mandamento*

Ho sexto mādamento he: “Nō cometerás adulterio”. Neste mādamento se defende o dano e a injustiça que se faz cōtra o proximo em a pessoa cōjuncta, que he a molher hũa carne cō ho marido. ¶ A este mādamento se emadam certas maneiras de luxuria defesas em ho *Levitico e Deuteronomio*. Mas chaãmente diremos que a este mandamento se reduz todo acto camal fora do honesto matrimonio, ou per obra ou per consentimento, scilicet, fornicacã simprez, antre os solteiros, stupro, com virgem, incesto, com parente cunhado dentro no quarto grao, sacrilegio, com pessoa religiosa ou em lugar sagrado ou cō hos padres spirituaaes, cōfessores, cōpadres, padrinhos, rapto se he per força, moleza se procura em si mesmo poluçã, bestialidade, sodomia e adulterio cō casado. ¶ A molher adultera comete tres pecados, scilicet, sacrilegio, traiçã, e furto. Sacrilegio comete, porque faz cōtra o sacramento feito em face da Ygreja som testemũhas. Traiçã comete, porque faz cōtra a lealdade, como ho servo que se dá a quem nō he seu senhor. Furto comete, porque os filhos de adulterio se criã e casam cō fazenda alhea. E o adulterio da molher he occasiõ de grãdes males. ¶ Ho marido tambem peca grãdemente porque he mais forte e se leixa vencer, he cabeça e perde sua actoridade, sam iguaaes e elle nam quer guardar a sua molher ho que pede e quer que lhe guarde, como diz Sancto Agostinho. ¶ Cōtra este mandamento fazem os que deliberadamente comsentem em qualquer acto de luxuria. E os que cuydam com tardança. E os que pera este fim oolham, falam, screvem, cantam, dançam, vestem e fazem qualquer cousa a esto emderençada ou pera desejar ou serem desejados. E os sodomitas, adulteros, raptos, incestuosos, sacrilegos, bestiaaes e solteiro com solteira. Os casados que nam guardam ho acto natural ou se ajuntam fora dos termos do matrimonio, scilicet, com tãta cōcupiscencia e desordem, que se ajuntariam posto que nam fossem marido e molher, ou cuidãdo em outros; pero, se o casado staa em caridade e se ajunta pera aver filhos a serviço de Deos, he virtude de latría, e em ho acto matrimonial lhe acreçenta Deos a graça e mereçe moor gloria, e isso mesmo se se ajunta soo por sua dilectaçam, comtanto que seja porque sam marido e molher, sera pecado venial. ¶ E notarás que tãtos pecados sam, quantas vezes per obra, fala, ou pensamentos fazeres contra este mandamento, do qual alguũa cousa breve se toca em ho pecado da luxuria.

(*O Cathecismo Pequeno de D. Diogo Ortiz. Bispo de Viseu*, Estudo literário e edição crítica de Elsa Maria Branco da Silva, Coleção Obras Clássicas da Literatura Portuguesa 115, Lisboa, Edições Colibri, 2001, p.190).

同士で行なわれるインセスト〔近親相姦〕、宗教者を相手にしたり聖なる場所で行なったり、精神的な教師である司祭や聴罪司祭やコンパードレや名付け親とのあいだで遂行したりするサクリレージオ〔瀆聖行為〕、女性に対し力づくで敢行する場合にそう呼ぶラプト〔強姦〕、みずからの手によって己を汚す軟弱行為〔手淫〕、獣を相手に行なう淫行〔獣姦〕、ソドミーア〔男色〕、既婚者とのあいだで働く不義。

不貞を働く婦人は 3 つの罪を犯している。それは不敬と、裏切りと、盗みとである。なぜ不敬か。それは彼女がエケレジア〔教会〕の面前でそれが証人となって授かった婚姻の秘蹟に違背したからだ。なぜ裏切りか。それは彼女が夫に対する忠誠を踏みじったからだ。主人でもない誰かへ身を捧げるが如くに振舞った召使いと同様に。なぜ盗みか。それは不義によって生まれた子は他の財産をもって養われ結婚させられるからだ。婦人の不義はもろもろの大災厄の端緒なのだ。

妻に不義を働かれた夫もまた、大いに罪を犯している。なぜか。夫はより強いのに、〔妻が辱められて〕みずから為すところを知らぬからだ。一家のかしらでありながら、その威厳を台無しにしているからだ。両者は対等であり、庇護を求め庇護してくれるよう願っているその妻を、夫は守ろうと欲していないからだ。以上、聖アグスティーニョ〔聖アウグスティヌス〕が述べるとおりだ。

以下の者もこの誠に違背している。邪淫の振舞いへ熟慮のすえ同意を与える者、その判断をだらだらと引き延ばす者、よこしまな想いをもつものを見、話し、書き、歌い、踊り、衣裳を纏い、そしてまた、他を恋い慕い恋い慕われるため邪念を懐きつつ何事かを為す者。ソドミーアを行なう者、不義を犯す者、強姦を働く者、近親相姦をやらかす者、聖なる場所を穢す者、獣姦をしでかす者、独身者(男)にして独身者(女)と交わる者。既婚者であって自然の営みを守らぬ者、もしくは、婚姻に定まる決まりの埒外で——すなわち、まっとうな夫妻にあらずという前提でもって、過剰に淫らにかつ無軌道に合体しようとするが如く——そのことを行なう者、もしくは、他の誰かを想いつつ配偶者と合体する者。しかし他方、既婚者それぞれが貞操を守り、デウスに尽くそうと子を儲ける意図を懐いて行なう合体なら、それは御心に叶う徳ある営みであり、デウスは恩寵と栄光をもってそれを嘉し給う。その合体が愉悦のみで行なわれても、まっとうな夫妻の営みなのであるから、それはベニアル科〔小罪〕であろう。

犯した罪がいかにおびたしいか、そして行動により言葉により、はたまた思念により、この誠に反することを——その中には邪淫の罪に幾分抵触するにすぎぬというものもあろうが——何度行なったか、心して胸に刻むべし。



では以下、コリヤードが聴取し『さんげろく』に載録した具体的な告解のかずかず到大雑把な類別を施したうえ、これに“考察”の光を少々当てよう。

姦通

姦通(姦淫)とはカトリックの倫理に照らすと、「貞潔に対し又罪なき配偶に対する愛と正義とに反する大罪」であるとともに、「家族従って又国家及び教会に対する侵犯である」。さらにまた、「既婚者

とその配偶以外の者との性的な罪悪行為であり、また配偶者間或は配偶者一方の自己自身に対する反自然的行為⁴もこれを姦通と呼ぶ。

旧約時代、姦通を行なった者は石打ちの刑を受けねばならなかった(『レビ記』20:10, 『申命記』22:22-27。なお『エゼキエル書』16:38-40 参照)。さらに強姦(『申命記』22:25), 近親相姦(『レビ記』18:6-18), 男色もしくは同性愛(『レビ記』18:22, 『申命記』23:18), 獣姦(『出エジプト記』22:18, 『レビ記』18:23, 『申命記』27:21), 自慰(『創世記』38:9-10)も、広い意味における姦淫と見なされた。福音書記者のうち聖ルカは、女を離婚することも離婚された女を娶うことも、姦淫同然の罪と見なした(『ルカによる福音書』16:18)。

最も一般的な意味における姦通の事例を、男性信徒の告解から現代語で示す。

第六誡に関する告解その二

別の女と一度罪を犯しました。未婚の女で、まだ男女の交わりなど知らぬ者でございましたので、初めから嫌がっていましたが、私があまりにしつこく迫った結果、ついに落としはしたのですが、いよいよ挿入というときに、女に身体を引き動かされましたので、情慾を満たすことはなく、「皿を割る」こともなく、精液は外に漏らしました〔未婚女性との姦淫。精液の無益な放出〕。

続いて既婚女性(しかも処女!)との不貞を働いた男の告解——

第六誡に関する告解その三

あるときは、夫のいる若い女と罪に落ちました。行為に入り始めたとき、夫のいる女であるから、定めし男女の道は知っという、すでに「皿」も割られ済みであろうと想っておりましてところ、その夫、インポテンツでありましたがゆえに予期は外れ、いろいろ困難はありましたけれど、とうとう私自身が「皿」を打ち割り、本行為に及んでしまいました〔有夫者との姦淫〕。

それにしても「皿打ち割る」という表現の奇抜さはどうであろう。この表現については、コリヤード自筆『西日辞書』⁵のほか、コリヤードの別の労作『羅西日対訳辞書』(1632年、ローマ刊)にも類似の用例を見出すことができるものの⁶、「皿打ち割る」を「処女を奪う」の意で用いる例は他の日本語資料

⁴ 上智大学編『カトリック大辞典』I, 富山房, 1940年, 467頁。原文, 正字。以下, 同。

⁵ コリヤード自筆『西日辞書——複製・翻刻・索引および解説』(大塚光信/小島幸枝共編, 臨川書店, 1985年)229頁に「desuirgar〔処女を犯す〕. Sara vo vchi vari, u〔皿を打ち割り, (皿を打ち割る)〕と見える。

⁶ 『羅西日対訳辞書』(Dictionarivm sive Thesavri Lingvæ Japonicæ Compendivm)に見えるその類例を, 大塚光信「懺悔録のことは考証」(『国語国文』32巻2号, 1963年, 35~36頁)に従って列挙しておく。

○Stupro, as. Desuirgar〔汚す〕. Sara vo uchi vari, Sara vo uchi varu〔さらを打ち割り, さらを打ち割る〕(p.129).

○Constupro, as. Desuirgar, desflorar〔汚す〕. Sara vo uchi vari, Sara vo uchi varu〔さらを打ち割り, さらを打ち割る〕(p.195).

○Deflorare, Ensuziar, manchar〔汚す〕. Qegaxi, Qegasu〔汚し, 汚す〕. Virginem defloro, as〔処女を犯す〕. Vonago uo sara uchi uari, Vonago uo sara uchi uaru〔女子をさら打ち割り, 女子をさら打ち割る〕(p.202).

○Deuirgino, as. Qitar la viginad〔処女を汚す〕. Sara uo uchi vari, Sara uo uchi varu〔さらを打ち割り, さらを打ち割る〕。

には見えないという⁷。『日葡辞書』(1603年, 長崎刊。補遺 1604年刊)⁸の Sara の項にも上述の意味を表わすような定義は掲げられていない。これをめぐってポルトガル語で記述した若干の注釈を脚注に掲げ、さらに江戸期、「新鉢」と称された生娘をめぐるあれこれを可笑しく詠んだバレ句(後述)をふたつばかりポルトガル語へ直してみるが、「新鉢」だの「ビードロ」だの、処女を隠喩的に表わす語彙には材質的に(?)「皿」を多少連想させるものがあるとおもしろい⁹。

儒教道徳においていわゆる貞操観念なるものは女にのみ求められ、男には一切求められない。では、建前としては、儒教道徳が民衆統治の具とされた江戸期、武家と町人とを問わず、はたして女

Inbon uo uocaxi, Inbon uo uocasu[淫犯を犯し, 淫犯を犯す](p.209).

⁷ 大塚光信校注『コリヤード懺悔録』岩波文庫, 1986年, 60頁。この表現について貴重な示唆を与えるエッセイのあることを水野恵子氏(日本語史)からお教えいただいた。社団法人青少年交友協会が発行する『野外文化』第165号(2000年4月20日)所載の佐野賢治「十三七つ」である。13歳は、女子にとっては初潮を迎えるおおよその年齢であり、成人したしるしにお歯黒をつけ、十三参りのおりには本格的な着物を着、男女交際を行なうことも正式に認められた。「十三七つ」によると、民俗語彙に見える「十三カネ」や「十三サラワリ」はそのような女子の身体的発育、社会的成長を反映した語彙であるという。このエッセイでは「十三サラワリ」がどこの方言であるか、文字資料に現われる表現であるかどうか、等、明らかにされていないが、岩波文庫本における大塚注には再考の余地があると言えそうだ。

⁸ 本稿における『日葡辞書』(*Vocabulário da Língua de Iapam com a declaração em Portugues, feito por alguns Padres, e Irmãos da Companhia de Iesu. Com Licença do Ordinário, & Superiores em Nangasaqui no Collegio de Iapam da Companhia de Iesus. Anno M. D. C. III*)からの引用はすべて『エヴォラ本 日葡辞書』(大塚光信解説, 清文堂出版, 1998年)に収載されたファクシミリから行なう。

⁹ Sara[皿]. *Bacio, ou salseira* (*Vocabulário da Língua de Iapam*, f.219v). Não consta no *Vocabulário* a expressão interessantíssima «Sara(uo) vchiuaru» – “quebrar o prato” – com o sentido de “desflorar ou violar alguém”. Segundo Ôtsuka Mitsunobu, esta expressão com o dito sentido não se encontra em nenhuma outras fontes literário-linguísticas japonesas de então senão na presente obra e no *Dictionarium sive Thesavri Linguae Japonicee Compendium*.

É de notar, por outro lado, que existem os vocábulos japoneses empregados no plano etnográfico tais como «Jūsan kane» (‘As meninas fazem os dentes pretos com «Cane» ao completarem treze anos de idade’) e «Jūsan sarawari» (‘O «prato» das meninas quebra-se com a idade de treze anos’). Ambos tratam-se das frases feitas antigas significando que as donzelas que experimentaram a primeira menstruação com a idade de treze anos foram permitidas de modo oficial a tingir os dentes com tinta chamada «Cane», a vestir o quimono para o uso de adultos, e a ter o relacionamento entre o homem e a mulher (Sano Kenji, “Jūsan nanatsu” in *Yagai Bunka*, Shadanhōjin Seishōnen Kōyū Kyōkai, número 165, 20 de Abril de 2000). O autor deste ensaio afirma que as sobreditas frases feitas ao nível etnográfico são aquelas expressões que representam o desenvolvimento tanto físico como social das meninas, mas o mesmo autor não se refere à origem nem esclarece se ela aparece ou não em algumas fontes escritas.

Só a título de curiosidade, cabe-me citar duas obras do «Xenriū» contidas na colectânea *Faifū Yanaghidaru* (Haifū Yanagidaru) [『俳諷柳多留』], nas quais se utiliza a semelhante expressão: «Biidoro [vidro] uo votoxiteua varu iy votoco» (Biidoro wo otoshitewa waru ii otoko) [硝子を落としては割るいい男]. Tradução livre portuguesa: «Fazer cair uma mercadoria de vidro – uma virgem gostosa – e quebrá-la à vontade... Isso é o invejável privilégio de um Don Juan» (cf. Watanabe Shin'ichirō, *Edo Bareku Koi no Ironaoshi*, p.139); «Varetato satoru arabachino coyegauari» (Wareta to satoru arabachi no koegawari) [割れたと悟る新鉢の声替わり]. Tradução livre portuguesa: «O facto de uma menina ter sido desflorada pode ser confirmado através da sua mudança de voz» (*ibid.*, p.171).

は操正しかったのか。氏家幹人『不義密通——禁じられた恋の江戸』の第4章「妻敵討」には、この問題に関する種々の史料がわかりやすく紹介され、興味深く論じられている¹⁰。

夫が妻とその不倫相手を殺してもよい——あるいは殺すべきだ——とする観念は、すでに鎌倉期以前から存在したが、とりわけ戦国期に入って、戦国大名の分国法の中でそれが明文化された。この法理は江戸幕府にも受け継がれ、八代将軍吉宗の時代、寛保2年(1742)に完成した法典『公事方御定書』においても、確かな証拠があれば、夫は不義を犯した妻とその相手を殺害してもお構いなし、と定められた(「密通之男女共ニ夫殺候は、^{まぎれぬおいて}於無紛ハ、^{かたむし}無構」)。

この法理は、古く旧約時代のイスラエルと共通する。姦夫姦婦は重ねておいて四つに……という掟は『申命記』に明記してある。いわく、「男が人妻と寝ているところを見つけられたならば、女と寝た男もその女も共に殺して、イスラエルから悪を取り除かねばならない」と(22:22)。

江戸期、不義の妻を殺害する行為は「妻敵討」と表記され、メガタキウチと呼ばれた。妻敵討は武士にのみ許された特権ではなかった。前掲『不義密通』から興味深いエピソードを2例引いてみる。

寛永6年(1629)というから『コリヤードさんげろく』がローマで刊行されるより少し以前の話である。

九州は小倉藩領で、ある町人の妻が以前から関係のあった足軽に斬りつけられ重傷を負い、足軽のほうは切腹して果てるという事件があった。夫は藩の役人に、「妻の密通を知っていたら、ふたりを成敗したものを……。残念でなりません。このうちは、せめて生き残った妻だけでも私の手で殺させてください」と願い出た(「我等存候は、はたし可申を無念ニ存候〔中略〕然上ハ女を私手ニかけ申度存候間、其分ニ被仰付被下候へ」)。

仙台藩の判例集『刑罰記』によれば、享保9年(1724)、仙台北柳町の「御そうめん師」田中屋喜右衛門が、妻を「困(座敷牢か)に押し込められている」として五人組から訴えられた。藩の役人が取り調べたところ、喜右衛門の妻の密通が明らかになる。妻が下人と不義を犯したので喜右衛門がその下人を解雇しようとしたところ、妻が夫を恨み、いろいろ不都合が生じたため、喜右衛門が親類たちと協議のうえ、やむなく彼女を幽閉した。ところが例の下人、これが喜右衛門の「男色之相手」であった。妻はその関係に「嫉妬」し、「妻方へも遣し候様ニ」、つまり、わたしにも廻しなさいよ、と要求したから事態は紛糾した。下人を妻へ提供すれば、これと通ずるのは目に見えている。が、もし拒んだなら、怒った妻に毒を盛られるのではないか。そんな恐怖に駆られた喜右衛門は妻の要求に従い、下人の解雇を思いとどまる……

しかし一般論としては、姦夫および姦婦に対する制裁は江戸期を通じてきわめて厳酷であった。豊臣秀吉の最晩年にあたる1597年の長崎を実際に見たフィレンツェ生まれの旅行家にして商人フランチェスコ・カルレッティの次の記述は、たとえ明らかな誇張がそこに含まれるとしても、まったくの虚偽として無視するわけにはゆくまい。

この人民は、異教徒であるにもかかわらず、ただひとりの婦人しか娶らぬ習わしである。彼らは姦通の罪にきわめて重大な関心を持ち、この罪を犯した者はふたり、すなわち姦夫と姦婦の死をもってむごく処罰する。そのやり方はこうである。まずふたりを荷車に乗せ、両手を後ろ手

¹⁰ 『不義密通——禁じられた恋の江戸』講談社選書メチエ、1996年。氏家幹人『かたき討ち——復讐の作法』(中公新書、2007年)第11章「妻敵討」も参照した。

に縛り、夫の家へ連行する。そして夫の面前で姦夫の男根を、あたりの皮膚もろとも^{まぶ}抉り取り、そうして作った〈頭巾〉を姦婦の額に乗せる。さらに姦婦の恥部のまわりの肉片をリボン状に切り取り、そうして〈花輪〉をこしらえて、これを姦夫の頭上に乗せる。かくて姦夫と姦婦は互いの局部をもって化粧を施され、裸形で市中を引き廻され、群衆に向かって悲惨で恥辱にまみれたおのが肉体を晒す。その間も傷つけられた局部からはどくどくと血が流れ、ふたりは恥辱のうちに落命する¹¹。

貞潔

カトリックにおける童貞性 *virginitas* とは、「徳としては、男女両性が道徳的動機から終世あらゆる性的満足を諦めること」を指し、貞潔の最高段階であるとされる¹²。旧約時代のイスラエルにおいて、処女性は結婚のための必要欠くべからざる条件と見なされたし（『申命記』22:13-21 参照）、聖パウロは独身こそが主への全的な献身を可能にするという理由で童貞生活の優位を強調した（『コリントの信徒への手紙一』7:25-35）。

そうしたことを念頭に置いたうえで『コリヤード さんげろく』から次の告解を拾い現代語に直してみる。

第六誠に関する告解その八

私の貞潔の誓願から生ずる妨げを知った男がおりました、この男、せめてとにかく肌を見せよと、口説くこと久しいものがありました、初めこそ、そんなこととんでもない、と申して抗っておりましたものの、結局のところ、口説き落とされて、男に身を任せてしまいました。男は私の肌を見るや、私に襲いかかって押し倒しましたが、肌と肌を接してしまうと、男の欲望のほむらが燃え立ってしまい、何としても、その欲望を遂げようとします。しかし処女の操を与えてしまって万一妊娠でもすれば外聞悪かろうと、面倒に思いまして、本行為には及ばせませんでした。とにかく処女の「皿」は割られず、ただ少しばかり傷を負っただけで済みましたが、その他の行為には、双方、^{ほいまま}恣に耽りました。さらに、臀から致してもらうなら、妊娠する気遣いはないでしょうと、私のほうから勧めて、男色を行なう者同士のように男と寝たことがたびたびございます（肛門性交）。申しあげてきた所業は四ヶ月にわたったことで、その後は何につけ罪深き行為にかまけ、名誉さえ軽んずるに至り、ついには男と本当に姦淫の罪を犯しました。しかも再々でございませぬ。最初のうちこそ胤がすっと中に入って妊娠せぬよう、さまざま工夫を行ないましたけれども〔避妊措置を施す〕、やがては、あの人^{いと}が真実愛しく思われるようになり、子を儲けてよかろうと存じまして、自然のなりゆきに任せること三ヶ月に及びました。なお、前述したような避妊の工夫を凝らした期間はひと月でした。幾度そうしたかは覚えておりませぬ。

カトリックの教えに従って生涯処女の純潔を貫く誓願を立てた女性。この婦人、初めこそ決してそんなことは、と男を拒んでいたにもかかわらず、執拗な口説きに遭ってついに男の手に入れられる。

¹¹ *Ragionamenti sopra le cose da lui vedute ne' suoi Viaggi si dell' Indie Occidentali, e Orientali come d' altri Paesi*, Firenze nel Garbo, 1701, pp.71-72.

¹² 上智大学編『カトリック大辞典』III, 富山房, 1952年, 686頁。

しかも彼女は、「味方(自分)から、臀よりすれば身持ち(身重)にならう気遣いがないと勧めて、若道のやうに」その男と交わったことや、最初のうちは「子胤とつと中に入り、身持ちになり変はらぬやうに様々に工んだ」ことを告白している。妊娠につながるぬアナルセックス、さらに避妊のためのからくり一切は、カトリックの性倫理に違背する“罪科”というわけだ。

ルイス・フロイスが1585年に島原半島の加津佐で書き上げた小冊子の自筆原稿がマドリードの王立歴史学士院図書館(Biblioteca de la Real Academia de la Historia, Madrid)に所蔵されている。テーマごとに13の章に分かれた総計611箇条の箇条書きでもって日欧間に存する風俗習慣の違いがこまごまと列挙してある。その内容から『日欧風習対照覚書』¹³とでも題しうるもの。その第2章「日本の女性の人となりと習俗について」の第1箇条には次のように見える。

ヨーロッパでは、若い女性の至高の荣誉と財産は貞操であり、純潔が犯されぬ修道女のような生活を送ることである。日本の女性は処女の純潔をまったく意に介さず、それを失っても名誉も結婚[の資格]も失わない¹⁴。

そのほか『覚書』には、日本女性の貞操観念の欠如にずばりと言及したものではないが、次のような項目も見える。

ヨーロッパでは、女の親族がひとり誘拐されても、[その奪還のため]一族全員が死の危険に身をさらす。日本では、そのようなことが生じても、父母兄弟は見て見ぬふりをし、いたってけろりとしている¹⁵。

ヨーロッパでは、娘や乙女の[俗世からの]隔離は、はなはだ重大[問題]であり、嚴重である。日本では、娘たちは両親と相談することもなく、一日でも、また幾日でも、行きたいところに独りで出かけてゆく¹⁶。

¹³ 以下、『覚書』と略称する。本稿では2種の校訂本、すなわち Luis Frois S.J., *Kulturgegensätze Europa-Japan (1585). Tratado em que se contem muito susinta e abreviadamente algumas contradições e diferenças de costumes entre a gente de Europa e esta provincia de Japão*, ed. Josef Franz Shütte S.J., Tōkyō, Sophia Universität, 1955; Luís Fróis, *Tratado das Contradições e Diferenças de Costumes entre a Europa e o Japão*, ed. Rui Manuel Loureiro, Macau, Instituto Português do Oriente, 2001 を参照して『覚書』を新たに和訳する(既存の訳注書として次の2種がある。松田毅一/エンゲルベルト・ヨリッセン『フロイスの日本覚書——日本とヨーロッパの風習の違い』中公新書, 1983年。ルイス・フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』岡田章雄訳注, 岩波文庫, 1991年)。以下、本文においてフロイス『覚書』を引用する際は、前者(ヨゼフ・フランツ・シュütteによる校訂本)から、その原文テキストを脚注に掲載する。たとえば第2章第6箇条を引用する場合, II:6 と略記する。

¹⁴ «Em Europa a suprema honrra e riqueza das mulheres moças hee a pudicicia e o claustro inviolado de sua pureza; | as mulheres de Japão nenhum cazo fazem da linpeza virginal nem perdem, pola não ter, honrra nem casamento» (II:1).

¹⁵ «Em Europa polo rapto de huma parenta se põe toda a gerasão a perigo de morte; | em Japão os pais e as mãis e irmãos desimulão e paixão levemente por isso» (II:33).

¹⁶ «Em Europa, o emcerramento das filhas e donzelas hé muito grande e riguroso; | em Japão as filhas vão sós por onde

前出のカルレッティは、単身来日して初夏から初冬まで長崎に滞在するポルトガル商人の“現地妻”の役割を、今で言えば中学生くらいの年齢の娘が担っていると驚きをこめて証言する。

彼らは自分たちの娘や姉妹の貞操をほとんど顧慮しない。いや、そんなものには全然関心を持たぬと言ってよい。ほかならぬ父母や兄弟が結婚前の娘を、あっさりと、しかもはしたがねで身売りに出すということがしばしばある。売るほうにも売られるほうにも、からきし恥じらいはない。これは全国に蔓延するはなはだしい貧窮に迫られてのことだ。貧しさこそ、この胸の悪くなるような破廉恥行為に人々を駆り立てる元兇である。こうした行為はいささか度が過ぎ、きわめて異様にして新奇な形を呈しているため、本当にこんなことが行なわれているのかどうか、それ自体に疑問を抱きたくもなる。でも、私にはポルトガル人という格好の証人がいる。特にチーナ〔シナ〕すなわちアマカオ〔マカオ〕の島から毎年渡来するポルトガル人である。彼らが用いる一隻の船には、絹織物や生糸、胡椒や丁子——彼らはこの丁子を染料の原料として用いる——や、その他さまざまな商品が積載されている。彼らはそのすべてを当地で売りさばき、見返りとして銀を受け取る。こうして商売に精出しながら、この長崎の港に 8～9 ヶ月間滞在する。上述の交易にけりをつけるのに費やす期間がそれだけなのである。ポルトガル人が到着し上陸するや、前述の期間彼らが下宿する家へ、婦女子の周旋屋どもが交渉と称してやってくる。そしてポルトガル人にこんなことを尋ねる。処女の娘を買うつもりはないか、それとも、より愉しく悦びの多いやり方でこれを囲うつもりはないか、と。その期間であるが、ポルトガル人の滞在する全期間でもよいし、数ヶ月とか数夜、数日とか数時間でも構わない。こうして周旋屋どもと契約を結ぶか、娘の両親の了解を得るかすると、代金を支払う。ポルトガル人が希望すれば、周旋屋は彼らを娘の家へ案内する。勝手に出かけて行って娘を見る連中もいる。その家であるが、市の郊外の小さな部落や在所にある。私が証人として面会したポルトガル人の多くは、情欲の赴くままこの天恵に身を委ね、わずかなかねで自分たちに可能な最上の愉悦だ、と吹聴している。ポルトガル人が、驚くなかれ、わずか 14～15 歳の可愛らしい少女を借り出すということさえある。対価はせいぜい 3～4 スクーディ。ただし、少女を好きなようにしておきたいと願う時間の長短によって対価は多少増減する。彼らがやらねばならぬことは、用済みになった少女を親元へ送り返してやることだけである。他に配慮すべきことはない。少女たちもこの行動のゆえに結婚するチャンスを失いはしない。むしろ、多くはこのようなやり方で持参金をしっかり稼いでから、結婚に至る。その貯蓄額は 30～40 スクーディに達するが、このかねは往々にして、ポルトガル人の手から渡されるものだ。少女を下宿に 7～8 ヶ月間囲い続けることの代償がそれだけなのである。同棲相手の少女と結婚してしまうポルトガル人もいる。もし日雇いの少女であれば、ほんのはしたがねを与えればそれでよい。もらうかねの多寡は相手次第ではあるが、多少給金に差があっても、少女のほうから雇われ話を断わってくることは、まずない。契約が少女の両親から拒まれたり、周旋屋どもから断わられたりすることは、さらさない。かねはそうした周旋屋に渡されるのだから、とどのつまり、少女は上記の目的をもって買われてきた奴隷だと言ってよい。周旋屋と

querem por hum dia e muitos, sem ter conta com os pais» (II:34).

の契約によって、食べるものと着るものをもらえれば、それで充分という少女もいる。いずれにせよ、少女に渡るかねはごくわずかである。残りの儲けは少女を抱える周旋屋どもの懐に入る。まったくもって、この種の忌まわしき逸楽の豊富さにおいて、この国はよそのいかなる国にも負けない。他の悪徳のはびこりようについても同様であり、この点、世界のどこを捜しても、この国ほどひどいところはない。上述のことは、とりわけ異教徒について言うことであり、彼らはさながら畜生の如く、この世で最も恥知らずな所業に堂々と耽って省みるところがない。それが他人の眼にふれてもまったく平然としているし、人間的な裁きにも、神の審判にも、彼らはまったく畏怖の念を持っていない¹⁷。



人間にとって最も根源的な営みであるはずの性の問題に決してまともに取り組もうとしなかった日本民俗学の父柳田國男(1875-1962年)——とその学派——へ終世痛烈な批判を浴びせ続けた赤松啓介(1909-2000年)という在野の民俗学者がいる。「タテマエとクレイゴト」の柳田派民俗学を向こうに廻し、「地獄の下まで自分で入って行って納得できるまで調べた」という自負に支えられた赤松の性民俗誌は、まことに興味深い。

戦国期はもちろんのこと江戸期においても日本女性の生態は *virginitas* つまり童貞性に至高の価値を認めるカトリック倫理とは遠く隔たっていた。ムラの婦女子にとっていわゆる初交など、赤松の口吻を借りれば、「道で転んでスネをすりむいたぐらいの感覚」であった¹⁸。その裏づけとなる史料はそれこそ枚挙に^{いとま}違なし、と言ってよいのであろうが、氏家の前掲書『不義密通——禁じられた恋の江戸』から、当時の“風紀紊乱”ぶりを示す史料を一例だけ引いてみる¹⁹。

水野沢斎『養生弁』(前篇は天保13年[1842]刊)という書物には、「予が故郷予州などでは、遊女の類決してなし、其代り娘も下婢も後家も婆様も自堕落也、然れども売ものでなければ、深切づくならではならず」とある。私の故郷の伊予国(現、愛媛県)では男の性欲を解消するための遊女なんて存在しない。なぜなら素人娘や女奉公人、後家さらには人妻(「婆様」)たちが、おおらかに相手になってくれるから、というのである。しかも商売づくではない分、至れり尽くせりであった、というのだから結構な——と言うのは、当節差し障りもあるので、呆れた、くらいにしておく——話ではある。

ともかく江戸期の日本、特に田舎娘たちの性はよほど奔放であったようだ。その背景について氏家は、彼女らが「女の盛りの短さを深刻に受けとめていた点に求められるかもしれない」と考える。確かに、性の愉悦を享受するための時間はあまりにも限られていた。いつ襲うとも知れぬ飢饉や貧困、流行病のせいでも簡単にそれが絶たれる例を、彼女たちはいやというほど見せつけられてきた。

処女の純潔をたつとぶべしというキリシタンの掟は女性信徒にのみ授けられたわけではなく、男性

¹⁷ Francesco Carletti, *Ragionamenti sopra le cose da lui vedute ne' suoi Viaggi si dell' Indie Occidentali, e Orientali come d' altri Paesi*, pp.72-76.

¹⁸ 赤松啓介『夜這いの性愛論』明石書店、1994年、39頁。

¹⁹ 『不義密通——禁じられた恋の江戸』21頁。

信徒もまた女性のためこの掟を重んずるよう求められたはずであるが、実態はどうであったか。

『コリヤード さんげろく』には、処女を相手に、今風に言えば結婚詐欺だの婦女暴行だのに当たる罪を犯した一信徒の次のような告解が見える。結婚の空約束で処女を誘惑し淫欲を満たしたあげく一方的に棄ててしまったり、暴力づくで犯したその相手を妾に困ったりしたことに対する告白である²⁰。

第六誠に関する告解その十三(後半部分)

女と不貞の姦淫に陥ったことも言うに及びませぬ。とにかく独身の女や未亡人と寝たことは大略四百度にも上りましょう。夫のある女と寝たことも多く、幾度とは覚えておらぬほどでございます。一度だけの女もおりますが、二度、さらには四、五、六度と情を交わした女もございます。不貞行為の中で、半年、一年、二年、二月、二年のあいだ妾として困った女もおります。それぞれ何度そいうことを致したか覚えてもおりませぬ。ただ好機があればそれに乗じて罪に耽りました。男を見知らぬ女、つまり生娘五～六人の処女を奪いました〔処女を奪う〕。ひとりに対しては、騙して女房にしてやろうと申し、これを靡かせたあげく、ついに犯してから前言を翻して棄てました〔結婚の約束の不履行〕。もうひとりの生娘は初めから嫌がっておりましたけれども、仲介人さえ立てて是非とも私と懇ろになるようしつこく勧めましたところ、ついにいろいろの空約束をもってたばかりました。悦びを遂げた後、何ら約束を果たさなだことは言うまでもございませぬ。さらに別のひとりに対しては、私の言うことを聞かぬば、ここで首を押し竦めて殺してやろうと脅しのつもりで申し、その場で情欲を満たしましたうえ〔脅迫による姦淫〕²¹、その後もその女を三ヶ月妾として困っておりました〔蓄妾〕。残り三人の娘とはそれぞれ三度ずつ科に落ちました。それらの淫欲が満たされたことに想いを馳せるたび、ただあのときの悦びに耽り貪ることもございました〔妄念による姦淫〕。

『コリヤード さんげろく』において、司祭は信徒が行なった告解のすべてに漏れなく対応して訓誡を与えているわけではない。あるひとつの罪の告白に対し何の訓誡も与えられていない例が、まあある。それどころか、第六誠に関する限り、収載された15の告解に対して訓誡の与えられているのは、ただの一例だけである。それは処女を奪った云々のこの「告解その十三」に対してであって、思うに、姦淫が処女を相手に行なわれたのを重視してであろう、司祭は次のような訓誡を弟子の日本人へ授ける。

第六誠に関する司祭の訓誡

²⁰ こうした罪に対する聖書の訓誡としては、「ある男がまだ婚約していない処女の娘に出会い、これを捕らえ、共に寝たところを見つげられたならば、共に寝た男はその娘の父親に銀シケルを支払って、彼女を妻としなければならない。彼女を辱めたのであるから、生涯彼女を離縁することはできない」という『申命記』(22:28)からの一節を挙げることができる。

²¹ 『ヴィゼウ司教ドン・ディオゴ・オルティスの小教理書』には、「邪淫(luxuria)には7種のあり方があったと記される。その第5が処女の貞潔を犯した科なのであるが、それがわざわざ2つに分類されている。処女の自由意志にもとづいて行なわれた姦淫を「stupro」と呼ぶのに対し、処女の自由意志に反して行なわれた姦淫はこれを「raptio」と呼ぶ(O Cathecismo Pequeno de D. Diogo Ortiz. Bispo de Viseu, p.238)。

女房にしてやろうと言うて不犯の女、すなわち貞潔を守っている女性を犯したことの科について、その約束をきちんと守らぬ限り、お赦しはないものと心得よ。ただ、「様子変わり」があって、そもできぬ場合は、せめてその科にふさわしい償いその女にしてやらねば。同様に、いろいろな空約束でたばかった不犯の女たちに対しては、約束に従ってしかるべき勤めを果たすべし。

この司祭の言葉は、「人がまだ婚約していない処女を誘惑し、彼女と寝たならば、必ず結納金を払って、自分の妻としなければならない。もし、彼女の父親が彼に与えることを強く拒む場合は、彼は処女のための結納金に相当するものを銀で支払わねばならない」という『出エジプト記』(22:15-16)に見える訓誡と照応しているであろう。



今日本列島と呼ばれる島々に住んでいた人々——特に西日本および南日本の庶民——の婚姻習俗を考えるうえで見逃すわけにゆかないのが、往時の農山漁村に存在した「若衆組」あるいは「娘組」と呼ばれる未婚男女の年齢集団である(若衆組の呼び名は地方によってまちまちで、若イ衆組、若者組、若連、若組、若者連中、若勢、二才組などの別名がある)。

若衆組や娘組は、成年男女として心得るべきこと、身につけるべきことを厳しい上下関係の中で習い教わるための組織であった。この組織には「寝宿」もしくは単に「宿」と呼ばれる共同生活のための施設が附随していた。寝宿に入ることを「宿入り」といい、若者なら15歳頃、娘なら13歳頃にそれが行なわれた。宿入りがすなわち成年式の儀式に重なる例もあった。

寝宿に集まると、若者は、藁仕事や網の修繕など、娘は藁仕事、芋績み(イモの繊維をよりあわせて糸にすること)、糸繰り、機織り、麦の搗き合いなどいろいろな手仕事に励む。娘が手仕事にいそむ宿へ同村の若者が三々五々訪れ、娘の仕事を手助けしながら交歓する。そうして気に入りの娘ができれば、若者はその娘の家に忍び込む。これがヨバイ(夜這い)である²²。

前出の赤松啓介は、このヨバイが第二次大戦後、漁村、特に離島のウラ(浦)にかなり遅くまで残っていたと証言した後、それが行なわれる目的について次のように述べる。

柳田派の民俗採取や、解説を読んでいるとふき出すのがある。夜這いは性交が目的ではなく、お互いにいろいろと語り合うのが目的であったなどという。こんなアホタレが採取する民俗資料など、信じられるはずがあるまい。お上品に語り合うだけなら、よるのよなかにわざわざ忍んで行かずとも、ひるひなかにいくらでも機会がある。今夜、あの女は、あの娘は、どんなアシライをしてくれるか、というので胸をわくわくさせながら行くのだ。しかし女心と秋の空で変わりやすく、不首尾になることもある。遊郭のお女郎さんでも、機嫌を悪くすると馴染みでも振るのだ。だからといって遊郭は性交を目的とする所でなく、お女郎さんと文学、芸術などを語り合う所だというのだろうか。まあ解釈は自由だが、こんなバカモンに教育される奴がかわいそうになる²³。

²² 『国史大辞典』平山和彦執筆「寝宿」の項、同「若者組」の項参照。

²³ 『非常民の民俗文化——生活民俗と差別昔話』明石書店、1986年、185頁。

Yobai という言葉、実は、イエズス会宣教師が日本人信徒の協力を得て編纂し刊行した『日葡辞書』にも収載されている。発音は今と同じである。「同じ家の中で、正妻ではない婦人にこっそりと近づくこと」(*O chegar-se a algũa molher que não he legitima dentro da mesma casa secretamente*)という定義であるから²⁴、独身男女同士の交歓という意味とはやや色合いが異なる。それはともかくこのヨバイ、カトリック倫理からすれば一種の“姦通”なのであろうが、日本では、どこの農山漁村にあっても、江戸期を通じて、性的な“不整合”のないことを婚前に確認しあうための、ごく日常的な習俗なのであった²⁵。夫婦はヨバイを繰り返すその自然のなりゆきの中で、しかしある種の選別プロセスを経て成立する。漁村なら網元、農村なら豪農や地主というふうな、村落の指導的階級にある家の娘はいざ知らず、名もない庶民の婚姻形態とは要するに上記のようであった。

ヨバイに訪れる若者が単数であることはむしろ稀であった。だから、娘が身ごもった場合、胎児の父が誰だかわからぬケースが生ずる。「コドモが生れるとだいたいタネの卸し元がわか」ったとはいうものの、生物学的に胎児の父ではない者が“父”になる可能性もかなり高かったであろう。しかし、そんなことは大した問題とはされなかった²⁶。一村の子は一村のもの、という潜在的な原理が機能していたからであろう。

たびたび赤松啓介を引くが、戦前の大阪の零細な町工場で働いていたときのみずからの体験について彼はこんな証言を行なっている。

働きにくる女は殆ど亭主、子供もちだが、工場へ出ると別世界になる。工場働きしとれば、オヤジが工場でなにしとるかわかるやろ。同じことしとるだけや。子供ができたら、どうなるんや。あんたかて、うちが子産んだら、あんたの子か、うちのオヤジの子かわからへんやろ。うちの子は、うちが育てたらええねん、ということになった。農村の夜這い風俗も、スラム街に限らず長屋から女給に出ている家でも、娘が腹ボテになると、殆どその娘か、親たちが育てている。底辺の社会では女や娘が生んだ子供は、自分たちで育てるとい性根があった²⁷。

大正期以前の田舎のムラでは、結婚生活さえヨバイの延長のようなものであって、「大正初めには東播(=播州東部)あたりのムラでも、膝にコドモをのせたオヤジが『この子の顔、俺に似とらんだら』と笑わせるのもおった。夜這いや雑魚寝、オコモリの自由なムラでは当たり前なこと、だからといって深刻に考えたりするバカはいな」²⁸かったそう。いみじくも『日葡辞書』には *Tanega cauaru* (胤が変はる) という成句が収載されている。「ふたり、あるいは、それ以上の子が、母親は同じで父親が違っていること」(*Serem dous, ou mais filhos da mesma mãy, & de diferente pay*) という意味である²⁹。そういう事態がまま生じたことを裏づける言語現象と見ても、さほど牽強附会のそしりは受けまいと思う。そうし

²⁴ *Vocabulario da Lingoa de Iapam*, f.322.

²⁵ 赤松啓介『夜這いの性愛論』38～42 頁参照。

²⁶ 赤松啓介『夜這いの性愛論』203 頁参照。

²⁷ 『非常民の民俗文化——生活民俗と差別昔話』315～316 頁。

²⁸ 赤松啓介『夜這いの性愛論』109～110 頁。

²⁹ *Vocabulario da Lingoa de Iapam*, f.240.

た事象を可笑しがる『誹諷柳多留』所載のバレ句を渡辺信一郎が紹介しているので、これまたポルトガルの読者へ向け、試みに訳を仕立て脚注に掲げておく³⁰。

江戸期、幕府や諸藩は儒教倫理の浸透を図り、民衆統治の具たらしめようとした。が、在所のムラムラではそれとは無縁に、婚姻に関わる上記のような古俗が永く生き続けた。儒教が望む血液の父系的純化や、それに伴う倫理などはうわべの題目にすぎなかった。

そのような性習俗がほうぼうのムラムラに根づいていたことに鑑みれば、非信徒はいうに及ばず、改宗者にしても、少なくとも庶民にとっては、処女性を結婚の不可欠の要件とするような旧約時代の教え³¹は理解を絶したに違いない。

『コリヤード さんげろく』に、ヨバイと思われる行為を受けた女性信徒の告解が載録されている。一度はヨバイ男を追い返したものの、性懲りもなく再び同じ男がヨバイに訪れたとき、抵抗しつつも、「心が自然傾き寄って」、結局男を受け入れてしまったというのである。

まず彼女がヨバイ男を撃退したことを伝える告解から――

第六誠に関する告解その十

さらに夏の夜、暑さのため掛け蒲団を被せかね、それを蹴飛ばし、体の上には掛かっていないという姿で寝ておられますと、人のそろそろ近づいてくる気配が致します。夜中のこととて寝所は暗うございましたが、男はあらかじめその手筈を整えていたのでしょう、俄かに私の胸に手を掛け、まさぐり、ものも言わずに上から乗りかかって参りました。私はそれを払いのけようと身を動かしましたが、男はひそひそ声で、大きな声を立てたら殴り殺すぞ、と私を脅します。近くにいる「内の者」すなわち家僕に気取られぬよう、男はあまり大きな音を立てませんでしたけれど、私はあまり思いがけぬことに堪えきれず、半ばは怖れから、半ばは腹立たしさから、ついに男を口で噛み、手で払い上げ、自由に欲望を遂げさせることなく、去らせました。そういうことが一度ございました〔ヨバイによる“姦淫”未遂〕。

続いて、再度ヨバイに訪れた男を受け入れてしまったことの告解――

第六誠に関する告解その十一

さらにもう一度、この前と同じ男が参りまして、私を犯そうと抱き竦めたのでございますが、初めは気

³⁰ 「てて親に似ぬを知ったは母ばかり」(«A mãe foi a única pessoa que chegou a conhecer o facto de a criança recém-nascida não ser parecida com o pai legítimo»)『江戸バレ句戀の色直し』57頁)。

³¹ 「人が妻をめとり、彼女のところに入った後にこれを嫌い、虚偽の非難をして、彼女の悪口を流し、『わたしはこの女をめとって近づいたが、処女の証拠がなかった』と言うならば、その娘の両親は娘の処女の証拠を携えて、町の門にいる長老たちに差し出し、娘の父は長老たちに、『わたしは娘をこの男と結婚させましたが、彼は娘を嫌い、娘に処女の証拠がなかったと言って、虚偽の非難をしました。しかし、これが娘の処女の証拠です』と証言し、布を町の長老たちの前に広げねばならない。町の長老たちは男を捕まえて鞭で打ち、イスラエルのおとめについて悪口を流したのであるから、彼に銀100シケルの罰金を科し、それを娘の父親に渡さねばならない。彼女は彼の妻としてとどまり、彼は生涯、彼女を離縁することはできない。しかし、もしその娘に処女の証拠がなかったという非難が確かであるならば、娘を父親の戸口に引き出し、町の人たちは彼女を石で打ち殺さねばならない。彼女は父の家で姦淫を行って、イスラエルの中で愚かなことをしたからである。あなたはあなたの中から悪を取り除かねばならない」(『申命記』22:13-21)

にも入らず、ましてかねてより、夢にもそんなことをする約束などなく、少しばかり抵抗、反抗致しましたけれど、心が自然と傾き寄って、ついに一度科に落ちてしまいました。そうした科に落ちたことは私にとり初めてでございます(ヨバイによる“姦淫”)。

彼女が独身者であったか既婚者であったか、また、どのような身分の婦人であったかなど判然としないが、「夏の暑さで夜着も被せかねて、蹴除いて、身の上は何もない」というあられもない姿で寝ているところを見ると、少なくとも武士階級の奥方ではあるまい。この女性信徒が農山漁村の庶民であったなら、「科に落ちました」とは言うものの、本当のところ「科に落ちた」という意識は稀薄であったのではないか。ヨバイをカトリック宣教師は一種の姦通呼ばわりするのであろうが、ムラムラにあってそれはコミュニティの維持および存続のため当然にして必然の習俗であったこと、上述のとおりである。

当時の日本における住宅事情(?)を考えれば当然なのであろうが、『コリヤード さんげろく』で夜這いを受け、後にそれを受け入れたことを告白する女性は、決して広々とした居室で寝てはいない。たぶん独り寝でもなさそうである。近くにいる *vchinomono* (「内の者」、『日葡辞書』の定義によると、「家族の構成員」というより「家事もしくは雑務をこなす従僕や小姓」の意) に気取られぬよう相手の男は大きな音を立てなかつた、という記述がそれを証する。

白倉敬彦は、勝川春潮『阿満男婦寝』(天明 8[1788]年)に収められる夜這いを描いた幾つかの絵図に解説を加えている。そのひとつの図柄は、親しくしている家に泊まった男が、その家の娘に夜這いを仕掛けるというもの。これはふたり示し合わせての振舞いであるが、屏風で仕切られた隣で寝ている母親は、ふたりの睦言を娘の寝言だと思い、「悪い癖の娘だ。あの男さへ泊ると、その晩は寝言をいう、とんだ娘だ」とこぼしている。男は、「これさこれさ、しづかにしな、伯母御が起きたそうだと、娘の口を手で覆っている³²。もちろんここには春画の正式な呼び名である「笑い絵」の真骨頂である「可笑しみ」が遺憾なく表現されているわけだが、私はつつい「告解その十」に見える、「内の者に気取られぬよう云々」というキリシタン婦人の言葉を思い出してしまう。

『コリヤード さんげろく』には、強姦未遂というべき咎を犯した一信徒の告解が見える。『申命記』には、「もしある男が別の男と婚約している娘と野で出会い、これを力づくで犯し共に寝た場合は、共に寝た男だけを殺さねばならない」(22:25)とあるから、旧約時代のイスラエルでは強姦は死刑に値する罪科であったわけだが――

第六誠に関する告解その六

ひと気のないところで俄かにひとりの女にゆき逢ったとき、執拗な動作でこれを地上に押し倒し、その着物を絡げ、手足を押さえ締めて欲望を遂げようとしたのですが、いざ行為に及ぼうとしたとき、女に喚かれ、思いを果たすことができず、ただもう無我夢中となりまして、淫、つまり精液も女の体の際やらその辺りやらに零してしまいました(強姦未遂。精液の無益な放出)。

³² 白倉敬彦『江戸の春画——それはポルノだったのか』洋泉社新書y, 2002年, 212～215頁参照。

『新約聖書』の福音書記者たちは、性については稀に、それもごくさりげなくふれるのみであったが、一夫一婦制の大切さを説き、不貞を厳しく糾弾することには熱心であった。聖マタイは書いている。「あなたがたも聞いているとおり、『姦淫するな』と命じられている。しかし、わたしは言うておく。みだらな思いで他人の妻を見る者はだれでも、既に心の中でその女を犯したのである」と(『マタイによる福音書』5:27-28)。他人の妻に対し頭の中でみだらな思いをめぐらせただけで、それは不貞行為にあたるというのである。

『コリヤード さんげろく』に見える一男性信徒による次の告解は聖マタイの戒める罪に言及したものとすることができる。

第六誡に関する告解その五

そのほか、見目容かたちのよい女を見るたびによからぬ想念が起りまして、大抵の場合、ああ、あのような女と致したいものだ！ と望むのですが〔妄念による姦淫〕、ときには、そうした妄念を振り払って罪に陥ることをみずから防ぎます。しかし、そういう悪念に屈服したことはその回数が多いに多く、覚えてさえおりませぬ。要するに、欲望のままに女との情事に耽った順序は、相手の女が私の目に入る順序のままにございました。

『コリヤード さんげろく』には、立場を逆にして、女性のほうが同様の悪念を男性に懐いたことを告白する次のような告解も収載される。

第六誡に関する告解その九

見目容かたちの美しい女よ、と男から褒められるたびに心勇み喜びを覚える私でございましたが、自分の気に入ったよい男に出逢うときなど、心底これと寝たいと思うことが三度ありました。男から誘われても同意せず、しかし言葉のうえだけで「寝たい」と申したことは、しばしばございました〔妄念による姦淫〕。

聖ルカは「妻を離縁して他の女を妻とする者」も、「離縁された女を妻とする者」も、姦通の罪を犯すことになる」と述べた(『ルカによる福音書』16:18)。聖パウロは、デウスへの奉仕を全きものとするためには独身でいるほうが望ましいとの立場から、結婚をとめどもない肉欲に溺れるのを防ぐための窮余の一策にすぎぬと考えた。彼の言い分はこうである。「男は女に触れない方がよい。しかし、淫らな行いを避けるために、男はめいめい自分の妻を持ち、女はめいめい自分の夫を持ちなさい。夫は妻に、その務めを果たし、同様に妻も夫にその務めを果たしなさい。〔中略〕未婚者とやもめに言いますが、皆わたしのようになりでいるのがよいでしょう。しかし、自分を抑制できなければ結婚しなさい。情欲に身を焦がすよりは、結婚した方がまだからです(『コリントの信徒への手紙一』7:1-3; 8-9)。

中世以降、カトリックの掟は、婚姻の秘蹟によって契りあった一夫一婦のあいだで、子を儲けるという目的をもって行なわれる性交のみを是認してきた。倫理神学の見地から要求される正しい性交とは、したがって、正式の夫婦のあいだで、「精液が男根の十分な突入によって十分な分量女性器

官の中に放射され得るやうに」³³行なわれるものでなければならなかった。この条件を満たさぬ性行為はいつさい禁ぜられ、禁を侵した者は司祭にその罪を告白せねばならない。性行為の唯一正当な目的を子づくりのみに限るといのであるから、きちんとした夫婦間で行なわれるにせよ、必然的に、月経時(『レビ記』18:19 参照)、妊娠中、授乳中の行為も禁ぜられることになる³⁴。

男色

次に「告解その十三」を現代語に直して読んでみる。ずいぶん長い告解であるので後半部分を端折ってある。キリシタンの性倫理にどのように違背するのかを、例によってフォントサイズ 9 の文字で〔 〕に記入しておく。

第六誠に関する告解その十三(前半部分)

弟子 私は御覧のとりの若輩者でございまして、そのうえ、キリシタンの日常のお勤めもまだしっかりとは身につけておりませぬ。普段つきあっている連中も同類でございまして、私の不信心ぶりについては御推量にお任せ致します。とかくキリシタンとしてのお勤めを怠り、無為に日を送りまして、連歌などに耽り、平生話題にすることもそちらのほうばかりでございまして。デウスの御法度や戒め、これを畏れ奉るべきことなど気にも懸けず、畜生さながらに、醜い肉欲に執着しておりましたので、思うこと、言うこと、為すこと、すべてが、右に述べたような肉欲に淵源するといひさまでした。それに関して、男色に耽りたいという欲望が起こったときは、その好機を窺ってほしいまま恣に淫欲を満たし〔男色〕、よい女が

³³ 上智大学編『カトリック大辞典』III, 富山房, 1952年, 555頁。

³⁴ どのような罪を犯せばどのような贖罪を行なわねばならないか、それを示した贖罪規定書のうち、最も広く用いられた各地に普及して影響力の大きかったのが、ヴォルムスの司教ブルカルトゥスの贖罪規定書であった。1008年から1012年にかけて書かれた「教令集」第19巻に収められたこの贖罪規定書の中で、著者は結婚における性交渉の目的を論じてこう記す。

「お前の妻、あるいは別の女と犬のようにうしろから交際したか？ そうしたなら、10日間パンと水だけの償いをせよ」

「妻が月経のときに交際したか？ そうしたなら、10日間パンと水だけの償いをせよ。お前の妻が産後、血を清めないうちに教会に入ったなら、教会から身を遠ざけていなければならぬ日数と同じだけ償いをせよ。それらの日にお前が妻と交わったなら、20日間パンと水だけの償いをせよ」

「子供が子宮の中で動いたのち、あるいは少なくとも産後40日以内に妻と交わったか？ そうしたなら、20日間パンと水だけの償いをせよ」

「受胎の兆候が現われたのち妻と交わったか？ 10日間パンと水だけの償いをせよ」

「主の日に妻と交わったか？ 4日間パンと水だけの償いをせよ」

「四旬節に妻と汚れた行為をしたか？ 40日間パンと水だけの償いをするか、施しとして26スー支払わなければならない。お前が酔っているあいだにそれがおきたなら、20日間パンと水だけの償いをせよ。貞節を守らなければならない日は降誕節前の20日間、毎日曜日、法で定められたすべての断食期間、使徒の誕生日、主要な祭日、さらに公共の場所でも身を慎まなければならない。もしそれを守らなかったならば、40日間パンと水だけの償いをせよ」

(『図説 快樂の中世史』池上俊一監修, 吉田春美訳, 原書房, 1997年, 110～111頁)

目に入れば、せめて相手が心から同意して私と淫行してくれるよう、力を注ぎ、願いが叶うまで決して諦めず、畢竟何事につけても、誰の忠告にも従わず、次から次へと罪ばかり作り続けました。前のコンヘションの後、手ずから体を揉み扱って淫を漏らすことが頻繁にありましたが〔手淫〕、男と互いに恥部を持ち合い、漏らしたり漏らさせたりすることも、毎日のようにございました〔他人との相互自慰行為〕。

『日葡辞書』には、男同士の性交渉を意味する語彙が2例見える。ひとつは Nanxocu〔男色〕³⁵であり、いまひとつは Nhacudô〔若道〕³⁶である。それぞれ「ナンショク」「ニャクダウ」と発音されていたであろう。Nanxocu が「悪い、口にすべからざる罪惡」(Peccado mau, ou nefando)と間接的に説明されているのに対し、Nhacudô は「男色、あるいは悪しき科」(Sodomia, ou peccado mau)と、「ソドミーア」という語彙を用いてよりはっきりと説明されている。

『コリヤード さんげろく』に現われる男色者の告解はおそらく武士階級のそれではなく、ましてや日本最大の男色愛好者集団、すなわち坊主のものでもなかろう。ごく普通の庶民の慰み事であった様子は種々の外国人観察者の記述からも窺うことができる。

享保4年(1713)徳川吉宗の将軍襲職を賀するため来日した朝鮮通信使の製述官申維翰は日本人の男色趣味について驚きを込め次のように記す。

日本の男色の艶は、女性に倍する。人の気にいられ人を惑わすこともまた、女性に倍する。〔中略〕国君をはじめ、富豪、庶人でも、みな財をつぎこんでこれを蓄え、坐臥出入のときは必ず随わせ、耽溺して飽くことがない。あるいは、外に心が移れば嫉妬して人を殺すことさえある。その国俗として、人の妻妾を窃取する事は易いが、男娼には主があり、あえてこれに話しかけたり、笑いかけたりすることもできない³⁷。

フロイスが『覚書』において日本人の男色に言及するのは次の2項である。

我らの教師は子供たちに〔カトリックの〕教義や、神聖にして有徳な習慣を教える。坊主らは彼らに弾奏、唱歌や、遊戯、劍戟を教え、彼らと嫌悪すべきことを行なう³⁸(III-10. 下線は引用者による)。

我らにおいては、〔修道生活に入ると〕ただちに靈魂の清浄と、肉体の純潔を誓う。坊主らは、

³⁵ «Nanxocu〔男色〕. Peccado mau, ou nefando〔悪い、もしくは口にすべからざる罪惡〕»(Vocabulario da Lingoa de Iapam, f.177v).

³⁶ «Nhacudô〔若道〕. Vacaxuno michi〔若衆の道〕. Sodomia, ou peccado mau〔ソドミーア、もしくは悪しき罪惡〕. ¶ Nhacudôuo tatçuru〔若道を立つる〕. Ser paciente neste abuso, ou peccado mau, como por officio〔このような悪習、もしくは悪しき罪惡の中で、役目として受け身となる〕»(Vocabulario da Lingoa de Iapam, f.181v).

³⁷ 申維翰『海游録——朝鮮通信使の日本紀行』姜在彦訳注、平凡社東洋文庫、1974年、315頁。引用文の表現をやや改めた。

³⁸ «Os nossos mestres ensinão a doutrina, santos e vertuosos costumes aos meninos; | os bonzos os ensinão a tanjer, cantar, jugar, esgrimir e com elles fazem suas abominações» (III:10).

あらゆる内面の汚穢と、肉体の忌まわしい全罪惡を誓う³⁹(IV-2.下線は引用者による)。

アンダーラインを附した「嫌悪すべきこと」や「肉体の忌まわしい全罪惡」が男色を指すことは、言うまでもない⁴⁰。

ザビエルの山口布教を保護した大内義隆もまた、男色という「自然に反する破廉恥な罪惡」に溺れているひとりであった。ザビエルは義隆に快く引見されたその席で、日本人が耽っている「ソドマの罪」つまり男色の悪習に言及し、「そのような忌むべきことをする人間は豚よりも汚らわしく、犬その他理性を備えない禽獣より下劣である」と言い放った。義隆はこの教えに対する「激昂」を面におもて⁴¹に表わし、ただちにザビエル一行の退室を命じた⁴¹。

武田信玄の男色については、それが文書面から立証されるという点で貴重な例である、とされる⁴²。キリシタンの京都布教のパトロンであった織田信長の寵童趣味については、少々気になることがある。森蘭丸ら美貌の小姓連中とのあいだに信長がその種の関係を結んでいたであろうことは、当然許されてよい推測である。ところが、信長から愛顧されたフロイスは、その著書『日本史』において、彼の男色趣味には一言半句といえどもふれていない。思うにこれは、ヨーロッパ=カトリック世界へ伝えるべき、キリシタン宗門の“大檀那”信長の光彩陸離たるイメージが損なわれぬようにするための、一種の教化的配慮ではなかったであろうか。記述の詳細さに異常な情熱を注いだフロイスが、みずから当然知っていたはずの信長の“悪習”にまったく言及していないのは不自然きわまりない、と評するほかはない。

江戸期、坊主仲間は、男色趣味のことを隠語で「天悦」、自慰行為のことを「大悦」と呼び習わしていたという。「天」と「大」の文字をそれぞれ分解すれば意味がわかる、という単純な話だ。フロイスが『覚書』において言及する男色は、上に引用した如く、坊主すなわち仏教僧侶のそれに限定されて

³⁹ «Antre nós se profesa logo limpeza da alma e castidade no corpo; | os bonzos toda a sujidade interior e todos os pecados nefandos da carne» (IV:2).

⁴⁰ イエズス会が日本のコレジオやセミナリオで教理教育のテキストとして用いた「日本のカテキズモ」は男色の罪について次のように説く。「日本ノ教、寺家、社家ニ、罪深キ不浄ノ汚レアリテ女人ヲ嫌フカトスレハ、若道ト号シテ男子ノ色ヲ用ル事、其道、至極ノ大悪行是ナリ」。続いて「男子ノ身トシテ男子ニ戯レヲナス事重罪ナル謂レハ」と述べて、男色が罪とされるのはなぜか、を説く。それは、この行為が「人間ニ定マル生得ノ理に背ク甚タ無道ナル事」であるから、つまり「コンタラナツラル」(contranatural=自然に反した)の所業であるからだという。「然ルニ」と、「日本のカテキズモ」は続ける。「若道ハ繁昌ノ為ニ曾テ非ス。却テ障ナル寸ハ、即、生得ヲ背ク無道ノ悪ナリト知レタリ」。すなわち、性交の唯一正当な目的である子孫繁昌のため、男色は何ら役立たぬのみか、かえってその障碍にさえなる。そして男色はこれを「天理ノ法ヲ越、畜類ニモ劣ル無道ナル重罪」とし、「諸国ノ人々、是ヲ不浄ノ重科トスル事、最モ道理至極ナリ」と結論づける(海老沢有道他編『キリシタン教理書』、『キリシタン研究』30) 教文館、1993年、242～243頁)。

⁴¹ Luís Fróis, *Historia de Japam*, I, ed. José Wicki, Biblioteca Nacional de Lisboa, p.32. ルイス・フロイス『日本史』6、松田毅一/川崎桃太訳、中央公論社、1978年、54～55頁。

⁴² 氏家幹人『武士道とエロス』講談社現代新書、1995年、90～96頁参照。信玄が春日源助(後の高坂弾正虎綱)へ宛てた天文15(1546)年の文書が問題のそれである。源助、信玄、弥七郎という「男ばかりの三角関係があった」ことを示すこの文書については、鴨川達夫の興味深い考証がある(『武田信玄と勝頼——文書にみる戦国大名の実像』岩波新書、2007年、136～143頁参照)。

いる⁴³。

江戸期に入ると、男色の習俗に関しては賛否それぞれの立場から議論が闘わされるようになる。

男色を絶対に禁ずるという立場を別にすると、性行為は——男色も女色も同程度に——とめどもなく深入りするのがよくないだけであって、それぞれで身を持ち崩し、おのが家産を蕩尽してしまう、そのきっかけをつくることだけが咎められた。一般的には、男色が同性間の異常な性行為であるがゆえに禁ぜられたり、女色以上に非難の対象になったりしたわけではなかった。

別の観点から男色擁護論(より適切には男色放任論)を唱えたのが、儒者熊沢蕃山(1619-1691年)であった。蕃山は、その著書『集義外書』巻十において、男色などことごとく言い立てるまでもない、日本古来の習俗なのであるから、放任しておけばそれでよいのだ、と説く。男色を嗜好する、あるいはその経験のある者を、ただそれだけの理由で排斥し拒絶してしまつては、優れた人材を己の学派に迎えることができなくなる。師の中江藤樹(1608-1648年)が説いたような男色厳禁論は「草木の土中より生出る二葉の上に大石を置くがごと」き考え方だ、と主張した。

より興味深い考え方を展開したのは、男色者同士が結ぶ義兄弟関係の倫理的側面に注目し、その著書『志塵通』(1724年自序)で、積極的に男色擁護を唱えた出羽庄内藩士小寺信正(1682-1754年)であった。信正によると、男色は日本古来の習俗であり、とりわけ武士の世界では、男色を通じて(もっと露骨に言えばアナルセックスを通じて)義兄弟の契りを結び、生死を共にしようと誓い合うことが、勇武の心肝を練ることに役立つ。だから、いくら聖賢の道(儒教)で否定されていようとも、一概にこれを非とすべきではない、というのだ⁴⁴。

武士階級にとって男色とは、少なくとも理念上は、単にアナルエロティックな性の愉悦を享受するためのものではなかった。侍にとって男色における恋の相手とは、「互に命を捨る後見」(『葉隠』)、つまり戦場で互いの命を賭けて助け合うパートナーなのであった。単なる肉と肉との交わりを超える、究極的な友愛に支えられた、しかもこれを貫くためには一命を賭すことも辞さぬ、そんな同性愛の精華。侍の世界がある種の理想と考えたそうしたホモセクシュアルの世界は、あの南方熊楠(1867-1941年)が「浄の男道」と命名して高い評価を与えたものである⁴⁵。

氏家幹人によると、「肌を合わせる」や「肌を許す」という表現は、元来、肉体関係の有無と関わりなく、人間同士の深い絆を表わす言葉であった、という。このことを氏家は史料を博搜して明快に説

⁴³ 京都の醍醐寺三宝院には、男色の実景そのものが描写されている卷子本『稚児草紙』(「元亨元[1321年]六十八[6月18日]書写 訖」の年紀がある)が秘蔵されている。仁和寺の御室御所に近侍する寵童の物語で、僧侶と繰り広げる秘戯のかずかずが写實的に描かれている(橋本治『ひらがな日本美術史 2』[新潮社, 1997年]所収「その三十一 まざまざと肉体であるようなもの——『稚児草紙』」参照。1700年代に描かれた絵師不詳の写本『稚児草紙絵詞』の解説と図版は、福田和彦編著『肉筆絵巻撰(壱)』[『艶色浮世絵全集』第1巻, 河出書房新社, 1995年]30~45頁に見える。

『稚児草紙』ほどに露骨ではなくとも、坊主と美しい稚児との交情を描いた絵画史料として、たとえば『芦引絵』(5巻。室町時代, 15世紀半ば。逸翁美術館蔵。重要文化財)を挙げることができる。この絵巻には、比叡山延暦寺東塔の僧侶が、京都白河のほりで奈良の民部卿得業の若君を見初めてからの、ふたりの恋愛が描かれる。『稚児草紙』とは異なって露骨な愛欲シーンは見られぬものの、坊主の相手をして酒宴に侍る若君の美貌ぶりは、その眉墨、明眸、可憐な唇などに窺うことができる(小松茂美編『芦引絵』[『続 日本の絵巻』25, 中央公論社, 1993年]参照)。

⁴⁴ 氏家幹人『武士道とエロス』110~112; 115~121; 142~144頁参照。

⁴⁵ 中沢新一編『浄のセクソロジー』[『南方熊楠コレクション』3, 河出文庫, 1991年]346~347頁参照。

く⁴⁶。「肌を合わせる」は、人と人が深く信頼しあい協力しあうこと、「肌を許す」は、ある者が他のある者に全幅の信頼を置くこと、をそれぞれ意味した。

なるほどそのような原義を踏まえれば、信長と「肌を許し」あつたはずの小姓森蘭丸らが本能寺にあって奮戦し主君に殉じたことの当然さはすっきりと理解されようし⁴⁷、將軍徳川家光の没後、追腹(殉死)を遂げた堀田正盛(1608-1651年)が、切腹に際し、作法に反して、肌脱ぎにならなかつたわけにも合点がゆく。亡き將軍に対しては「御座を直す」つまり男色をもって奉仕していた身であるから、家光以外の人の眼に肌を曝すことを潔しとしなかつた、というのだ⁴⁸。

「肌を合わせる」とか「肌を許す」とかの言い回しが、江戸期において、男同士の深い契り、ないしは固い盟友関係を意味したことは、上述のとおりであるが、驚いたことに、これは『日葡辞書』によっても確認しうるのである。Fada. i, Fadaye の項を引用してみる。

Fada. i, Fadaye[ハダ, すなわち, ハダへ]. *Superficie da carne, ou corpo humano* [肉の表面, もしくは人間の身体]. ¶ Fadauo yurusu. *Descuidarse, Meliùs, Cocorouo yurusu* [Fadauo yurusu. 油断する. Cocorouo yurusu というほうが勝る]. ¶ Fadatao fadauo auasuru [肌と肌を合はする]. *Ter ajuntamento o homem com molher. As vezes. Fadauo auasuru: se diz dos que se vnem, & estão amigos, mas não he muito vsado nem proprio.* [男が女と性的に合体する。ときおり Fadauo auasuru ということもある。盟約しあっているとか友人同士であるとかの連中に関して言う。しかし、これはあまり使われないし適切でもない]⁴⁹

ポルトガル語動詞の *unir-se* には「動物と性的関係を持つ」という露骨な意味もあるようだから⁵⁰、「盟約しあっている」の箇所をはっきり「男色の関係を結んでいる」という解釈に置き換えても差し支えないと思うが、とにかくこの用法は「適切ではない」(＝非教化的である)と断わっているところが、イエズス会の出版物らしいところではある。

キリシタン教理書として教養ある日本人信徒のあいだで読まれた『ドチリナ・キリシタン』が 16 世紀末のキリシタンに向かい、男色を「ナツラ」(natureza = 自然)に背反する所業であると縷々非難したところで、日本の武士階級のあいだには、侍同士の男色を正当化し合理化するための道徳的に倫理的なコードが厳然と機能していたのである。

⁴⁶ 氏家幹人『江戸の性風俗——笑いと情死のエロス』講談社現代新書、1998年、第6章「肌を許すということ」参照。

⁴⁷ 三田村鳶魚が引証する『疑問録』(天保4年に山崎美成が手録)には、「若道、衆道などいへるは、若衆の二字を分ち呼ぶなり、大かた上代何丸などいひて召使はるゝ、みなさる者と思はる」と記述されている由で、主人持ちの美童にして何の何丸と称しておれば、大体がその方面の務めに精励する者と相場が決まっていたようだ(『花柳風俗』(『鳶魚江戸文庫』26、朝倉治彦編、中公文庫、1998年)338～340頁)。

⁴⁸ 氏家幹人『江戸の性風俗』174～175頁。『葉隠』聞書第十一に「堀田加賀守殿御追腹の時、御座をも直し申したる者候間、肌を見せ申すまじき由にて、はだぬぎ申されざる由」(『葉隠』下、和辻哲郎/古川哲史校訂、岩波文庫、1941年、190頁)。

⁴⁹ *Vocabulario da Lingoa de Iapam*, f.76.

⁵⁰ 他動詞としての *unir* の一語訳 «Fazer ter relações sexuais (aos animais)» からの類推 (Antônio de Moraes Silva, *Novo Dicionário Compacto da Língua Portuguesa*, vol. V, [Lisboa], Editorial Confluência, 3.^a edição, 1987, p.405)。

自慰

『日葡辞書』にはオナニズムを表わす語彙が 2 例載録されている⁵¹。ひとつは和語系の Xenzuri [せんずり]であり、いまひとつは漢語系の Iiin[自淫]である。いずれも「自分の手によって行なわれる精液の射出」(*Pollução feita por suas mãos*)と定義される。17 世紀初めにはそれぞれ「シェンズリ」「ジイン」と発音されていたであろう。

手淫をオナニズムというのは『創世記』に見える次の説話に由来する。ユダとカナン人女性とのあいだにオナンという息子がいた(38:4)。オナンは兄の死後、兄嫁つまり義姉のタマルと姻戚結婚して、兄の子孫をつくるよう父のユダから命ぜられる。ところが「オナンはその子孫が自分のものとはならないのを知っていたので、兄に子孫を与えないように、兄嫁のところへ入る度に子種を地面に流した。彼のしたことは主の意に反することであったので、彼もまた殺された」(38:9-10)⁵²。

このことから手淫をオナニズムと称するわけであるが、オナンの行為は実は単なる手淫ではなく、義姉を相手に行なった膣外射精であると考えられる⁵³。とすれば、本稿で考える性的“逸脱”の分類では「避妊」(すなわち産児制限)に入ることになる。

自慰の最も普通の様態は手淫であるが、これは神学者によって、「外的手段により、又は邪淫に關する慾表象(心理的自瀆)の方法により、自由意志を以て性的自己満足を求め性的器官の刺激を誘ふこと」⁵⁴と定義づけられる。

『コリヤード さんげろく』の第六誡をめぐる「告解その十三」には、紛れもなき自慰行為——つまりオナンが義姉に対して行なった膣外射精とは趣を異にする、ただ無駄に胤を流すだけの行為——と並んで、「男と互ひに恥を持たせて、漏らし漏らす」という振舞いが見える。隠語で「相かき」と呼ばれた行為である⁵⁵。

⁵¹ *Vocabulario da Lingoa de Iapam*, f.296v.

⁵² 本稿における『聖書』からの引用はすべて新共同訳(『聖書 新共同訳』日本聖書協会, 1999 年)から行なう。これは現在の読者が最も信を置きうる訳なのであろうが、最後の「彼もまた殺された」というくだりなど、私にはオナンが誰かの手にかかって殺されたようにしか読めない。しかしこの動作主体は「神」であって、「殺された」は神(デウス)の行為に対する尊敬語なのである。試みに同じ箇所をポルトガル語の新共同訳(*Bíblia Sagrada. A Boa Nova (Tradução interconfessional do hebraico, do aramaico e do grego em português corrente)*, Lisboa, Difusora Bíblica, 1993)によって訳してみると、「オナンが死ぬようデウスは計らい給うた」となる。少なくともニュアンスにおいてこのふたつはまったくの別物だ。『聖書』の和訳のうち、イメージ喚起力と格調、さらに簡潔さにおいて、私は明治 13 年の訳に手を入れた大正 6 年の聖書協会文語訳が一段優れていると思うが、今ではもうそんな反動的(?)好みに拘泥するわけにもゆかない。しかし新共同訳でどうしても我慢ならないのが、尊敬(のつもり)の助動詞「れる」「られる」の頻出であり、私にはこれがすこぶる目障りかつ耳障りだ。「れる」「られる」が受身なのか尊敬なのか判然とせぬとき、この「彼もまた殺された」という一文がそうであるように、文章の理解にはっきりと実害が及ぶ。「オナンが死ぬよう神(デウス)は計らい給うた」と訳すことにならぬ不都合があるのか、私にはわからない。

⁵³ 『旧約新約聖書大事典』教文館, 1989 年, 257 頁。

⁵⁴ 上智大学編『カトリック大辞典』II, 富山房, 1942 年, 486 頁。

⁵⁵ 樋口清之『性と日本人』(『日本人の歴史』4, 講談社, 1980 年)所収「資料——性に関する隠語」参照。

西暦 595 年に没したヨハネス・イェユナトルの『懺悔規定書』には、手淫にはふたつのタイプがあると記されている。

自慰は男性だけの専売特許ではない。女性信徒、それも貞潔の誓願を立てたはずの婦人が自慰を“犯した”ことを次のように告白する。順序が前後するが、その告解も現代語で掲げる。たいそう値の張る張形を使わず手で行なっていることにも留意すべきである。

第六誠に関する告解その七

弟子 私が貞潔の誓願を立てた者であることは、キリシタンの衆には知られており、「縁辺の沙汰」つまり結婚話など少しもごさいません。で、邪の念が萌すときは、わざと体を苦しめてそれを防ぎます。しかしながら、あまりにもきつくそうした妄念にさいなまれたときは、悪念を防ぎとめることができずに、体を掻き探り、秘所に指をさし入れ、男と寝ているふりを致して、体を動かさせ起こして、その淫楽を遂げ果たそうとしたことが四、五、六度ばかりございました〔女性の自慰〕。

江戸文化研究で令名の高い田中優子に『張形と江戸をんな』という興味深い本がある。この本では、浮世絵春画に描かれた張形、すなわち、主として江戸時代における武家の奥勤めの女中たちの秘められた慰み物、すなわち彼女たちの自慰(マスターベーション)のための性具が取り上げられる。『張形と江戸をんな』は、張形を楽しむ女こそが主人公の笑い絵(春画のより正しい呼び名)が多数収載されている。

田中によると、そのような笑い絵をフェミニズムの立場から眺めようとする、どうしても、そこには男性の立場から、男がそうしたいとか、そうあって欲しいとか願うもの、要するに、事実と反するものが描かれているのだ、つまり春画は、男の妄想的願望が生んだ絵空事にすぎないのだ、という結論へ導かれやすくなってしまふ、という。しかしそのような既成概念から自由になって春画を眺め直してみると、「そうした時に見えてくるのは、女が男と同様に持っている、快楽や欲望であり、開放感への希求である」と田中は記す⁵⁶。

独楽(「コマ」とも)と称された自慰行為を描く春画に関して言えば、女性の描かれる割合のほうが男性のそれよりもはるかに多い。ただしそれは、男の勝手な妄想的願望がもたらした現象ではない。笑い絵を利用して楽しむことはもちろん、その創案や企画にさえ女性が深く関与していた、と考える田中はこう記す。

春画は性にかかわるものでありながら^{ついで}対の世界を作る「幻想」的なものではなく、他者と共有したり手引き(マニュアル)として参考にしたりカタログとして商品購入に利用したり、そして笑ったり、という現実的なメディアではなかったか、と思う。それを想像すると私は、江戸時代に生きた女性たちの肌のぬくもりや呼吸や笑い声さえ感じるのである⁵⁷。

ひとつは自分の手によるもので、もうひとつは他人の手を借りるもの。後者については最初こそ内輪だけで行なっているが、やがては自分たちからその悪習を学んだ者を墮落へ導ききっかけを作るがゆえに、よりいっそう悲惨であるという(ジョン・ボズウェル『キリスト教と同性愛——1～14世紀西欧のゲイ・ピープル』大越愛子/下田立行共訳、国文社、1990年、364～365頁参照)。

⁵⁶ 田中優子『張形と江戸をんな』洋泉社新書y, 2004年, 180～186頁参照。

⁵⁷ 田中優子『張形と江戸をんな』185～186頁。

重苦しい宗教的な掟やら束縛やらとは無縁に、あっけらかんと、自慰に耽るみずからの行為を「可笑し」がる女性の姿⁵⁸。それに謹直なるポルトガルのカトリック読者が可笑しみを感じるかどうか、いささか心もとなく思わぬでもないのだが、とりあえず、歌川国麿が『幾夜廻遊女』(1848-1851年頃)に描く尼僧の絵図に書き込まれた科白をポルトガル語へ直し脚注に掲げておく。尼さんはお気に入りの役者絵を見ながら行為に耽りつつこんなことを口走っている。

エゝモ、どうもよくなつてきた。こんなによくなつてきた時は、少々悪い男でもよいからさせたものだ。世間に不自由してゐる男もあらふに。まゝならぬが浮世じやなア⁵⁹。

快樂としての性行為

本稿で取り上げたもろもろの告解が 17 世紀前半における日本人の性愛の実態を赤裸々に映し出す鏡であることは、今さら贅言を要さぬところである。ただし、この一件に関する知見なり情報なりを後世へ提供することが編者コリヤードの狙いではなかったこと、これまた言うまでもない。

春画——より正しくは「笑い絵」——に関しては、その藝術的価値の見直しが行なわれ多くの新研究が現われている。『流通経済大学論集』所収の拙訳注(『コリヤード懺悔録』ポルトガル語全訳注——第六誠「邪淫を犯すべからず」に関わる 15 の告解」40 卷 1 号, 通巻 148 号, 2005 年)においては、性風俗史料としての『コリヤード さんげろく』を春画によって絵解きする試みの一端を示した。

『コリヤード さんげろく』に載録されている日本人キリシタン信徒のもろもろの性的“逸脱”。これらが同時代の日本人にはおそらく“逸脱”とは見なされなかったであろうことを、ヨーロッパ=カトリックの読書人に納得させるための材料として、江戸文化の紡ぎ出した庶民文藝から、特にバレ句と呼ばれる、エロティックで際どい心情やら状況やらをあられもなく描写した特異な川柳を、本稿では少々援用した。同時代史料とは言えぬが、本稿で利用したもろもろのバレ句は、第六誠に反する宗教的“罪”のかずかずが日本人一般にとって——さらに敢えて踏み込むなら、おそらくキリシタン信徒の多くにとっても——茶化しの対象にすぎなかったであろうことを、私どもに想像させてくれる。

『コリヤード さんげろく』に収められる告解からは、生殖とは無関係の、単純に肉体的快樂だけを貪ろうとする行為のかずかずを確認することができる。ヨーロッパ中世史の碩学阿部謹也は、中世カトリックの考える性倫理を、出典を明記したうえで、双六ばりのフローチャートによっておもしろく説明

⁵⁸ ヨーロッパへ眼を転じて、中世初期キリシタン教における贖罪規定書によると、自慰はさして重大な罪とは見なされていなかったようである。特に女性の自慰行為は幾つかの理由から大目に見られる傾向が強かった。その理由のひとつを、ジャン・ヴェルドンは男性の射精と女性のそれとが等価ではなかったことに求める。男性の精液が子供の胤であり、これを無益に放出することは種の喪失という観点から罪となるのに対し、女性の精液はといえば、性交時の苦痛を軽減する役目しかなく、社会的には女性が重大な危険に陥るのを防ぐ役割を持つ。なぜなら、夫が戦争や巡礼や商用のため旅に出ている間、留守宅の妻が行なう自慰は「純粋な家系を守る保証」となったからだ、とジャン・ヴェルドンは記す(『図説 快樂の中世史』82 頁)。

⁵⁹ «Ai! Estou-me a excitar cada vez mais. Numa ocasião como esta, tenho a sensação de fazer com que qualquer homem, mesmo um pouco feio, copule comigo. Penso que haveriam, por aí, homens que não poderiam fazer amor à vontade... A vida sempre está cheia de contrariedades!» 白倉敬彦『春画で読む江戸の色恋——愛のむつごと「四十八手」の世界』洋泉社, 2003 年, 301~306 頁参照。

している⁶⁰。生殖を目的としない性行為いっさいを禁ずる、というカトリック倫理の大原則については何度も言及してきたが、このフローチャートからはさらに、性行為に際して肉体的快楽というか官能的甘美だけを追求する行為が、こまごまと、滑稽なほどうるさく誠められていることが、判明する。

それを念頭に置きつつ「告解その一」を現代語に直して読んでみる。



口取りの図

『婚礼秘事袋』(宝暦期—1756年頃)。解説に「口取りの仕様は、男女ともに上の唇を伸ばして、我が上歯を上唇の裏へ付けて、向かふの舌を我が舌に巻きて、ずいぶん歯の触らぬやうにすべし」。渡辺信一郎『江戸の閨房術』(新潮選書)より

第六誠に関する告解その一

私、女房がおりながら、「近付き」すなわち情婦がおりました。その情婦というのも夫のいる身でございます〔蓄妾〕。私には女房がおり、女には夫がいるというわけで、双方にとって二重の障害が生じ、私としても、望みのままに女と罪に落ちるわけには参らず、ただ好機があればそれに乗じて致しております。回数は覚えておりませぬが、一月に二〜三度のこともあり、ただ一度のこともあり、全然致さぬこともございました。ただ、女の夫が留守であるときは、連日連日繰り返して犯します。とにかく機会があればそれに乗じて致すというありさまでした。その女は若い時分からよく見知っておりまして、これが気になって仕様がないう状態は遙か以前より続いております。されば、コンヘションに際して、パテレ(パードレ)様は、とにかくその状態を断ち切れ、きっぱり女とのことを断念せよ、とおっしゃいます。私としてはずいぶんと努力もし、もはや決してさような科を犯さぬと心に決めるのですが、心弱者でありますから、その後、性懲りもなく重ねて科に陥りました。かような状態になってもう七〜八年は経っておりますから、私の罪深きこと、御推量にお任せ申します。思うように犯せぬときでも、欲望の赴くまま、できる範囲内で、女の五体に手を這わせ、口を吸い、抱き、恥部を弄るなど、思いのままでございます。ともかく女は一切を私の思いのままに委ねていると、思召してください。夫婦の営みも、あの女とのことを思い出して致すことがたびたびでした。その夫婦の営みですが、大体は自然のやり方によりましたけれど、

⁶⁰ 『ヨーロッパ中世の男と女——聖性の呪縛の中で』159頁。

二～三度は後ろ、つまり臀から致してしまいました〔肛門性交〕。そのうえ、女との情交を思い出すたびに興奮し悦びを感じ、それを名残惜しく思うあまり、おのずと淫液が漏れ、手で扱いて漏らしもしてしまいました〔手淫〕。前のコンヘション以降、七〇～八〇度もこんなことがありましたか。

いろいろな性的“逸脱”の中から、「女の五体に手を這わせ、口を吸い、抱き、恥部を弄るなど」の行為に注目してみる。こうした行為はいずれも、中世カトリック神学の見地からは“罪”と断ぜられた。他方、江戸好色文化(この時代、「好色」という語彙に否定的なニュアンスはほとんど含まれていなかった)の爛熟期にあつては、性愛を高らかに肯定し謳歌し、その手練手管を具体的に指南するような書物が上梓された。それよりずっと時期の遡る『コリヤードさんげろく』編纂の頃、早くも、このような性愛の諸相を文献的に——それもカトリック倫理を扱う書物に——確認しうるのは、まことに興味深いことではあるまいか。

たとえば「口を吸ふ」という行為。これも江戸好色文化の粹人^{すいじん}の手にかかれば、たちまち詳解もしくは可笑しがりの対象となる。『婚礼私事袋』(宝暦期—1756年頃)という書物には「口を吸ふ」そのやり方が丁寧に図示され、「口取りの仕様は、男女ともに上の唇を伸ばして、我が上歯を上唇の裏へ付けて、向かふの舌を我が舌に巻きて、ずいぶん歯の触らぬやうにすべし」という懇切な指南文まで添えてある。

もう一例。「また惣別生得の道よりでござつたれども、二～三度は後^{うしろ}、(または)臀から落とししました」という男性信徒の振舞い。これは「告解その八」に見える女性信徒の振舞い(「味方(私自身)から、臀よりすれば身持ちにならう(妊娠する)気遣いがないと勤めて、若道(男色)の様にそれ(男)と度々寝まらしてござる」と異なり、避妊をもくろんでのものと言うより、あくまで快楽を追及しようとする心のなせるわざにほかなるまい。江戸バレー句からは、こうした男の振舞いを可笑しがる作品数点を拾うことができる。そのひとつをこれまたポルトガル語へ直して脚注に掲げておく⁶¹。

さほど瑣末な問題とも思わぬので、『さんげろく』に見える「口を吸ふ」をポルトガル語へ直すに際し考えたことの一端を記してみる。

「口を吸ふ」など取るにも足らぬ片言隻句と思う向きがあろうが、日本語で記された文献史料に現われる表現を文化的バックグラウンドの異なるヨーロッパの言葉(本稿ではもっぱらポルトガル語であるが)へ翻訳するに際し、このような“ささいな”一言にこそ熟慮が要求されると思うのである。ポルトガルにおける私の共同研究者ルシオ・デ・ソウザ(Lúcio de Sousa)は拙訳へ検討を加える過程で、「口を吸ふ」に対する私の当初の訳語 beijar(接吻する)へ注意を喚起してくれた。ポルトガル語の beijar やそれと同義の oscular は無論、それなりに“性”行為ではあるけれど、それだけでは『さんげろく』のテキストに見えるようなエロティックなニュアンスが出ないと彼は言う。つまり、このコンテキストにあつて beijar

⁶¹ Veja-se o seguinte «Xenriü» elaborado no ano de 1781 e contida na colectânea intitulada *Xenriü Feõ Mancu Auaxe Cachicu Zuri* (*Senryü Hyō Manku Awase Kachiku Zuri*) [『川柳評万句合勝句刷』], o qual diz o seguinte: «Yoshimachiye yukinato nhôbô kasanu nari (Yoshimachi ye yukina to nyôbô kasanu nari) [芳町へ行きなと女房貸さぬなり]. Tradução explicativa em português: «A esposa não oferece o seu vaso traseiro ao marido, dizendo-lhe que se dirija ao bairro chamado Yoximachi onde há muitos prostitutas (cf. Watanabe Shin'ichirô, *Edo Bareku Koi no Ironaoshi*, p.68).

や *oscular* では告解者が“罪深い”行為に耽っている感じが出ないから、文字どおり直訳するに如くはなし、というのだ。

「口を吸ふ」ことに関する別の指南文や、この性愛の様子をおもしろ可笑しく謡いこんだバレ句を、例によって、ポルトガル語へ直し脚注に掲げる⁶²。

実際、コリヤードが採録した告解で明らかにされた行為のひとつひとつをヴィジュアルに裏づける試みは、多少マニアックなこだわりを持ちさえすれば、困難なことではなさそうだ。前掲『婚礼秘事袋』には「口を吸ふ」と並んで女体の「恥を探る」(指弄)方法も明快に図示されているので、興味ある向きは参照されたい⁶³。

蓄妾

16～17 世紀日本語には「妾」あるいは「側室」を表わすさまざまな語彙が存在した。側室を持つことは、戦国期にあっても江戸期にあっても、大名にとり父系の血筋を遺すため義務的に守られた慣習であり、これに倫理的疑義をさしはさむ余地は一般的にはなかった。ところで今日、学的なタームとして「正室」とか「側室」とかいう語彙が普通に用いられるが、実はこれらの語彙、いずれも『日葡辞書』には収載されていない。「正室」を表わす語彙として収載されているのは「先腹」といういささか即物的な感じのする語彙である。「シェンバラ」と発音されていたであろう。『日葡辞書』の語釈を見てみる。

Xenbara[先腹]. *Primeira molher. Item. Entendese pollo mesmo filho da primeira molher*[第一夫人。または、第一夫人の息子そのものと解釈されることもある]。¶ *Areua xenbaragia*[あれは先腹ぢゃ]。 *Aquella he filho da primeira molher*[あれは第一夫人の息子だ]。⁶⁴

これに対して『コリヤード さんげろく』には「側室」を表わす語彙が 3 種見える。それらは *Mecaqe*

⁶² Parece que o acto de «Cuchiu sũ»[口を吸ふ] não era idêntico ao de «beijar» ou «oscular», pois Furuyama Moroxighe [古山師重] escreve o seguinte na sua obra intitulada *Cõxocu Tabimacura (Kõshoku Tabimakura)* [『好色旅枕』] publicada no ano de 1695: «Não façás a mulher chupar-te a língua. Fazendo a mulher deitar a língua de fora e engolindo-a na tua boca, deves agarrá-la e lambê-la de maneira a que não a mordas»[男の舌を女に吸わすこと勿れ、女に舌を出させ男の口へとり込んで、齒のさゝらぬやうに唇にて女の舌をしごきねぶるべし] (cf. Shirakura Yoshihito, *Shunga de Yomu Edo no Irokoi: Ai no Mutsugoto “Shijūhatte” no Sekai*, Yōsensha, 2003, pp.32-34. O facto de a gente plebeia no período Edo (1600-1868) ter utilizado o beijo profundo como uma acção amorosa e sexual é verificado pelo seguinte Xenriū (Senryū) [川柳] contida na colectânea intitulada *Faijū Yanaghidaru* publicada a partir do ano de 1756 até ao ano de 1840, o qual diz: «Akkenai deai Ronojiu xita bacari (Akkenai deai Ronoji wo shita bakari)» [あつけない出合呂の字をしたばかり]。 Tradução explicativa em português: Por ocasião do encontro secreto a ser despachado com tanta pressa, não se pode fazer outra coisa senão darem-se “beijos profundos”. A palavra «Ronoji» [呂の字] é a conta-senha com a significação de “beijos profundos”, pois o ideograma 呂 tem a forma de juntarem-se duas «Cuchi»[口], ou seja, duas bocas, através de uma linha oblíqua (cf. Watanabe Shin'ichirō, *Edo Bareku Koi no Ironaoshi*, Shūeisha Shinsho, 2000, p.28).

⁶³ 渡辺信一郎『江戸の閨房術』(新潮選書, 2005 年) 52 頁に掲載される「開渡しの図」。

⁶⁴ *Vocabulario da Lingoa de Iapam*, f.295.

[妾] (p.44, 1.4); Tecaqe[妾] (p.36, 1.3; p.44, 1.15); Chicazzuqi[近付き] (p.36, 1.2)である⁶⁵。第3例に関しては、文脈上そのような意味にとれる、というにすぎない。「近付き」の『日葡辞書』における語釈は単に「男あるいは女の友人」(*Amigo, ou amiga*)とあるだけで、同じ項目に *Chijn Chicazzuqi*[知音近付き]という熟語が収載されているが、この語釈もまた、「友人にして知人」(*Amigos, & conhecidos*)とあるだけである。『日葡辞書』による限り、「妾」を意味する語彙とは思われない。ただし、「近付き」という語彙の動詞形には「近付き」に「妾」の含意があったことを推測させる文例が、次のとおり収録されている。

Chicazzuqi[近付き], *Chicazzuqu*[近付く], *Chicazzuita*[近付いた]. *Chegar-se, ou vir perto* [接近する。または、近くにやってくる]. ¶ *Item, Estar algum homem amancebado com algũa molher, ou pello côtrario. Vt, Võna, l, Votoconi chicazzuqu* [また、どこかの男がどこかの女と内縁または不倫関係を結んでいる。あるいは、その逆。例, *Võna, l, Votoconi chicazzuqu* [女、または、男に近付く]].⁶⁶

『日葡辞書』には以上の例のほか、「妾」を表わす語彙として *Sobanhôbô* が見える⁶⁷。

正妻を有するにもかかわらず蓄妾という振舞いに及ぶことは、トリエント公会議(1545-1563年)で宣言されたカトリックにおける原則的な婚姻倫理——単一性(婚姻の秘跡によって結ばれた正式の妻をひとりだけ持つ)と不解消性(原則として離婚は不可である)——を明白に侵犯することになる。ところがキリシタン時代の日本社会にあっては、婚姻に関しても、上述のカトリック倫理を真っ向から否定するような価値観が支配的であった。武士階級のあいだでは子を産む道具として、妾を蓄えることの必要性——さらに言えば義務——が強調された。この原理に即してなるべく多くの男子を儲け、そうして確実に父系子孫の存続を図ることが求められた。江戸期の大名たちにとって父系子孫の断絶はすなわち、封土および家産を幕府によって没収されることを意味した。「腹は借り物」という言葉や「大名の借りる道具は腹ばかり」という川柳は、そのような社会の制度と倫理を背景に生まれた。

ルイス・フロイス『日本史』によると、秀吉(多くの妾を蓄えながらろくに子孫を遺せなかった)は1586年4月1日(天正14年2月13日)の復活祭の火曜日に大坂の教会を突然訪れた際、キリシタンと談笑し、パードレたちは「川のあちら側に居座っている坊主」よりよほど清浄な生活をしている、と賞讃したうえ、次のようなことを口走ったという。フロイスはその言葉を直接話法で書き留めている。

もし貴殿[イエズス会宣教師]らが、多くの婦人をかかえることを禁じさえしなければ、予はキリシタンとなるのに別に支障ありとは考えておらず、その禁止を解くなら予も[キリシタンに]なるだ

⁶⁵ これら3つの語彙が『コリヤードさんげろく』のどこに見えるのかについては、大塚光信編『コリヤードさんげろく私注』(臨川書店, 1985年)に収められる索引を参照した。この書物には大塚本人が架蔵する『コリヤードさんげろく』原著(1632年, ローマ布教聖省刊本)の全篇影印も収載されている。

⁶⁶ *Vocabulario da Lingoa de Iapam*, f.47.

⁶⁷ «*Sobanhôbô* [側女房]. *Manceba* [妾]» (*Vocabulario da Lingoa de Iapam*, f.223).

ろう⁶⁸。

このような冗談めかした口ぶりから察しても、カトリックの命ずる「婚姻の単一性」など秀吉にしてみれば、真面目に論ずるにも値せぬ茶化しの対象でしかなかった。

カトリックの婚姻倫理という問題に関しては、もうひとつ興味深いエピソードを挙げることができる。

1563年受洗して日本最初のキリシタン大名となった大村純忠は、史料で判明するだけで4人の男子と7人の女子を儲けた。これらの子を産んだのは純忠の正室である諫早の西郷氏の夫人だけではない。井上氏の夫人のほか皆吉氏、一瀬氏、湯川氏、天窪氏出身の側女房たちも、純忠の子を生んでいる。純忠の信仰がどの程度“原形的”であったか、を測るための目安として、受洗してカトリックに帰依した後、本来のカトリック倫理に従ってこうした側女房たちを放逐したかどうか、を確かめればよいが、純忠は彼女らを放逐するどころか、洗礼を授かった後でさえ、上記の側女房たちに子を産ませている。そのことは、江戸中期に編纂された『大村家譜』のほか『大村家覚書』や『藤原氏大村氏世系譜』といった史料によって推測することができる⁶⁹。イエズス会宣教師は、一般信徒に対してはカトリック本来の婚姻倫理をやかましく説く一方、キリシタン教会の“大檀那”である純忠に対しては、その寵愛を失いたくないあまり彼の蓄妾を黙認していた、と考えてよさそうである。

避妊(産児制限)

13世紀の神学者は、肛門性交やいわゆる不自然な体位と同様に、中絶性交を自然に反する罪と見なした。中絶性交(*coitus interruptus*)⁷⁰とは聞き慣れない言葉であるが、射精を中止したりヴァギナの外へ精液を放出したりすることにより、意図的に子をつくらぬように行なう性交のこと。中絶性交をヘイルズのアレクサンダー(1185～1245年。パリ大学教授でフランシスコ会士)はその著『神学大全』でそう定義した⁷¹。生殖を目的としない性交がカトリックの性倫理に反する罪深いものと見なされる以上、さまざまな避妊の手段を人工的に講ずることは、当然、デウスの意思に反する行為として断罪される。デウスの意思とは『旧約聖書』の次の文言に明示される。「産めよ、殖えよ、地に満ちて地を従わせよ」(『創世記』1:28)。

「告解その四」は男性の立場からの記述であって、「からくり」の具体的内容が判然としないが、

⁶⁸ O padre Luís Fróis informa-nos que Toyotomi Fideyoxi, o qual tinha numerosas mancebas, mas não podia deixar nenhuns descendentes qualificados, proferiu as seguintes palavras por ocasião da sua inesperada visita à igreja de Vôzaca (actual Ōsaka) na terça-feira da semana santa do ano de 1586: «Bem sei que são os Padres melhores que o Bonzo de Vozaca, que alli pouza da outra banda do rio, pois tendes diferente limpeza de vida e não uzais das immundicias de que elle e os outros bonzos uzão, e bem se conhece nisto a ventagem que lhe fazeis. A mim tudo me contenta do que diz esta ley e não sinto outra dificuldade, para me fazer christão, senão a prohibição que fazeis de não poder ter muitas mulheres, que se esta largasseis tam[bem] eu me faria» (Luís Fróis, *Historia de Japam*, V, ed. José Wicki, Biblioteca Nacional de Lisboa, pp.234-235. ルイス・フロイス『日本史』1, 松田毅一/川崎桃太訳, 中央公論社, 1977年, 214頁)。

⁶⁹ 久田松和則『大村史——琴湖の日月』国書刊行会, 1989年, 65～67頁。

⁷⁰ Cf. Guy Bechtel, *A Carne, o Diabo e o Confessor*, tra. Magda Bigotte de Figueiredo, Lisboa, Publicações Dom Quixote, 1998, p.217.

⁷¹ この件についてより詳しくは、ジャン・ヴェルドン『図説 快樂の中世史』75～80頁参照。

「告解その十」からは女性キリシタンの講じた避妊手段が確認できる。ふたつの告解を現代語に直して次に掲げる。

第六誡に関する告解その四

別のときには、夫のいる女と罪に落ちました〔有夫者との姦淫〕。亭主は留守でありましたが、いずれ必ずそうなるように主が帰国した際⁷²、女が懐妊していると万一判明したならば、それを知った主は女を殺してしまうであろうと気遣うて、とにかく予胤^{され}または核^{され}または淫、つまりは精液が中に入り止まらぬよう、からくりを致しました〔避妊措置を施す〕。



房事後に湯気を当てて性器の洗浄をする娼婦

『諸葛孔明秘伝』(文政期—1828年頃)。渡辺信一郎『江戸のおトイレ』(新潮選書)より

第六誡に関する告解その十

童のとき、両親を失い、孤児になってしまいました。そうですから、身過ぎ世過ぎの方法としてはございませぬ、南蛮人に請われてその伽に出ることになり、主の宿で四ヶ月間女房同然で同棲しておりました。やがて、このような奉公は辛く骨が折れると聞き及び、分別もなく、面目、廉恥さえかなくり捨て、傾城となり、上郎町へ出て、わが体を好む者を相手に商売しつつ、三ヶ年の間ここに留まりま

⁷² 朱楽菅江の作品と考えられる『最破礼』(1796年刊行)には、これに類似した状況を可笑しく諷した「すでに今最期の襖亭主明け」という川柳が見える(渡辺信一郎『江戸パレ句戀の色直し』集英社新書, 2000年, 108頁)。ポルトガル語訳は「Quando está a pique de terminar a deleitação torpe com um homem na cama, o marido da adúltera abre a sua porta levadiça de papel. Uma coisa que acontece de vez em quando...」といったところ(説明過剰だがしよがあるまい)。

した。この間、衛生のため、さらには病気に罹らぬよう、果ててしまった男を払いのけたその途端、小便するか、すっかり中を拭いさらうかして、とにかく男の胤が腹中に留まらぬように致しました〔避妊行為を施す〕。

桜井由幾は、江戸期における避妊の方法について、「子供の名前をとめ子とか末吉にする、神社に祈願する、たらいの底をたたく、酔を飲むなどなど、どの方法もあまり実効のなさそうなものばかりである」と記述しているが⁷³、そうであればこそ、「小便するか、すっかり中を拭いさらうかして、とにかく男の胤(=精液)が腹中に留まらぬように致しました」という、『コリヤード さんげろく』告解者の避妊法に関するリアルな言葉は貴重だと思う。

渡辺信一郎は、『諸葛孔明秘伝』(文政期-1828年頃)という書物に収められた図版を紹介している。それは、房事後に湯気で局部を洗浄する娼婦の興味深い姿である。さらに渡辺が『誹諷柳多留』から紹介しているひとつの川柳によって江戸末期の避妊法の一例が判明する。いわく「雪隠へ紙をほき出す勤めの身」⁷⁴。内容を汲みつつ自由なポルトガル語訳(「お勤めを始める前にトイレトペーパーを一枚みずからの臍に詰め込んでおく、それが娼婦という女たちだ)に仕立てたものを脚注に添えておく。

ともかく前掲の女性信徒の告解に見えるとおりの不完全きわまりない避妊方法(「小便してか、くつと内まで拭いさらいてか)の如く)のせいであろうか、時には望まぬ子を孕んでしまうケースが生じたのは当然のなりゆきである。夏から冬の初めまで長崎に滞在して放縦な暮らしに耽るポルトガル人と、父母の許可もしくは黙認のもと、ポルトガル人と同棲生活を送る女性(それも今で言えば、中学高学年から高校低学年程度の女の子)がいたことを、実際に長崎を訪ねたことのあるフィレンツェ出身の旅行家フランチェスコ・カルレッティが証言している(前掲のとおり)。それはともかく、避妊(女性に避妊の意思があったかどうかはむろん不明だが)という観点からして、少々気になる絵画史料が存在する。

ザビエル来日450周年を記念する1999年、『大ザビエル展』と銘うつユニークな特別展が日本の各都市を巡回した。そのとき、1622年9月22日の長崎で起こった殉教事件の模様を生々しく描く絵画(ローマ、ジェズ教会所蔵)が出展された。絵師はおそらく日本人であろう。世に『元和の大殉教図』と呼ばれるもので、私は東京会場の東武美術館(池袋。今は存在しない)でこの絵を熟視することができた。長崎西坂の丘(現在、日本二十六聖人記念館があるあたり)で火炙りや斬首により処刑されてゆく宣教師やキリシタン信徒が描かれているその構図の左下に、いたいけな少女が背中をこちらへ向けて立っている。表情は見えぬが、今まさに死刑執行人が振りおろそうとする日本刀の一撃を従容として受けようとしている。美しい絵柄の着物を纏い、その毛髪は金髪であるかのように描かれている。ひょっとすると、この少女は長崎へやってきたポルトガル人と日本婦人とのあいだに生まれた混血児ではないであろうか(混血児とか“ハーフ”とかを表現する語彙は『日葡辞書』にはまだ現われないようである)。娼妓同然の暮らしを送っていても、キリシタンとして信仰生活を全うしようとする者がいたことは、ほかでもない前掲「告解その十」に見える一女性信徒の肉声が伝えるとおりで。

⁷³ 「間引きと墮胎」(林玲子編『女性の近世』、『日本の近世』第15巻、中央公論社、1993年)所収)99～102頁参照。

⁷⁴ 渡辺信一郎『江戸のおトイレ』新潮選書、2002年、106頁。「雪隠へ紙をほき出す勤めの身」を試みにポルトガル語へ直すと次のようになろうか。「As mulheres públicas são aquelas que deitam na retrete um papel higiénico que tinham metido na vagina antes de inciarem o negócio」。

1636年夏の長崎へ来航したドン・ゴンサロ・ダ・シルヴェイラ指揮下のポルトガル船には、そのマカオ帰航に際し、287名の日本人女性と、その子らが詰め込まれた。彼女たちはポルトガル人と結婚もしくは同棲していたことを理由に、その子らはポルトガル人を父に持つというただそれだけの理由で、それぞれ日本を追われることになったのである。ポルトガル語には「マカエンセ」(Macaense)という語彙があって、これはポルトガル人を父に、アジア各地の女性を母として生まれた子らと、その血を受け継ぐエスニック集団を指す語彙なのであるが、このマカエンセの形成に日本女性が多少の寄与を為したという事実は、まことに興味深く思われる⁷⁵。

獣姦

『コリヤード さんげろく』に記載される第六誠に関する告解のかずかず。その末尾に至って現われるのが、獣姦をめぐる告解である。日本では『延喜式』(927年完成)の「国つ罪」のひとつとして獣姦罪が挙げられている。家畜との一体感が強かった日本の農家では獣姦がときに行なわれていた。獣姦は旧約世界では死罪をもって禁ぜられた。「すべて獣と寝る者は必ず死刑に処せられ」(『出エジプト記』22:18)ることになっていて、「動物と交わって身を汚してはならず」、「女性も動物に近づいて交わってはならない」(『レビ記』18:23)とされた。

「告解その十四」までが総じて具体的に、しかも躊躇なく行なわれているのに対し、獣姦の告解者に限っては、「今申し頭はさうずることは御免なされうず。憚りながら云々」と、かなりのためらいを見せているのがおもしろい。ちなみに告解者が相手にした動物は雌ウマか雌ウシか雌イヌというところであろうか⁷⁶。

第六誠に関する告解その十四

このような淫欲の悪を自慢し、名誉としてこれを広言し、また、さほど色事を見知らぬ者にこれを教えること、これまた平生のことでございました。今から申し頭わそうとすること、どうか御容赦を賜りますように。憚り多きことながら、コンヘションの際でございますれば申しあげますが、私、三度にわたり獣と深い科に陥りました。また人と獣が互いに合い契っているのを見て、嫉む気持ちさえ起こしてしまいました。こうしたことが一〇度ございました(獣姦)。

⁷⁵ C. R. Boxer, *Fidalgos no Extremo Oriente*, Fundação Oriente/Museu e Centro de Estudos Marítimos de Macau, Macau, 1990, p.126. 「マカエンセ」に関しては、内藤理佳が放送大学へ提出した2008年度修士論文「中国返還後のマカエンセ(Macaense)のアイデンティティのゆくえ——マカオ在住のマカエンセ16名の聞き取り調査から」(『流通経済大学流通情報学部紀要』14巻1号(2009年)に近刊の予定)を参照せよ。

⁷⁶ これは別段あてずっぽうの推測ではない。獣姦は隠語で「馬たわけ」「牛たわけ」「犬たわけ」と呼ばれたことに基づく(樋口清之『性と日本人』所収「資料——性に関する隠語」参照)。

ミダス・デッケルスによると、獣姦が「どんなに奇妙で不快な欲望であっても、藝術家はそれらを即座に言葉やイメージで表現してきた」という。獣姦もその例外ではなく、「言語に絶するひどいものが鑑賞に堪える姿にすっかり変身するさまを、私たちはこれまでもくり返し目にしている」と記し、その一例として、北斎春画の最高傑作と評される「蛸に犯される海女」(『喜能會之故真通(甲の小松)』所収)を挙げている(『愛しのペット——獣姦の博物誌』伴田良輔監修、堀千恵子訳、工作舎、2000年、248～252頁参照)。

まとめに代えて

『コリヤード さんげろく』の中でも、カトリックの考える性倫理に背く性の営みいっさいを禁ずる旨定めた第六誡。前述のとおり、第一誡と並んで最も多く、すなわち 15 の懺悔をその中に含む。日本人と呼ばれる人々が今住む列島にあっては、古来、性道德に対する宗教的規範や倫理的束縛が緩く（というより、そもそもそんなものが存在せず）、それどころか、たとえば農事における大らかな性の営みが五穀豊穡の神を賑わす行為として当然視されていた。

春信春画の白眉と目される『風流艶色真似ゑもん』をわかりやすく紹介する早川聞多『春信の春、江戸の春』には、『風流艶色真似ゑもん』の前篇 12 図、後篇 12 図、全 24 図が掲載されている。早川は、吉原の風俗を描いた後篇よりその多彩さと現実味において「俗間の性風俗に取材した前編」が優る、と記す。

その前篇第五図には、豆のように小さくなった真似ゑもんが「イチヤツキ島」を訪ね、その中の「うつかり新田」というところへやってきたときの見聞が描かれる。

百姓夫婦とその娘とが田植えをしているところへ、奇っ怪な天狗の面をかぶり、刀を差した男が現われ、腰をかがめて苗植えをする娘の背後から怪しからぬ行為に及んでいる。みずからを「異なりの末社、よがらすの神」と名乗るこのペテン師の言葉を信じこんだ農夫は、なんと娘の父。「汝が娘を我に得させば、汝、田畑においては作らずとも、百俵の稔りを増して得さすべし」というペテン師の言葉を農夫は真に受け、「ありがたのよがらす妙人様、娘も婆めもささげます。お稲荷さまへもよろしくおとりなし頼たのみます」と懇願する。農夫の願いに「よがらすの神」はふざけて言う。「ア、よきかなよきかな。明日もこんこん」（幾重にも仕掛けられたこの言葉遊びの見事さ！ 特に「ムスメもババメ」が秀逸だ）。

田舎者を好んで茶にする江戸人の優越意識が滲み出た馬鹿話ではあるが、早川は次のように評する。



西川祐信『枕本太閤記』(享保前期(1720年)頃)

リチャード・レイン責任編集『新篇初期版画 枕絵』(学習研究社、1995年)より。祐信は春信に影響を与えた人物であるが、祐信描く本図こそ春信『風流艶色真似ゑもん』に収められる「うつかり新田」のモデルにほかならない。ただし愉快的詞書と書入れは春信のオリジナルである

しかしこの図柄をゆっくり眺めていると、単なる馬鹿っ話というよりも、どこか懐かしい昔話のような感じがしてこないだろうか。日本古来の田植祭には性的な意味合を含んだ唄や踊りが付きものである。それらは稲の豊作を願い、穀物の稔りを男女の「まぐわい」に見立てたところに発生したものと考えられる。そうした「見立て」は人知が進むと単なる譬喩と見做されるようになるが、そのように覚めて見るようになった後にも、人の意識の底には古代の感覚が生きているのではなかろうか。本図の笑いが単なる馬鹿笑いではなく、どこか微笑まじさを孕んでいるように感じられるのは、そうしたところから来るように思われる。とすると、お面をかぶった「よがらすの神」も単なるペテン師ではなく、伝説や神話などに登場するいたずら好きのトリックスターの趣を帯びてこよう⁷⁷。

性の営みを農事の繁栄に絡めて神聖視する文化と、肉の営みを基本的には罪深いものとし、せいぜい種の保存と子孫繁栄のための必要悪としか見なさぬカトリックの性倫理と。「水と油」のような両者間に横たわる性倫理の隔たりを背景として双方が相手の価値観に戸惑うその異見同士の^{せめ}闘い、それこそが『コリヤード さんげろく』に記載される信徒による告解と、司祭からの訓誡にほかなるまい。

今、「闘い」と記したけれど、カトリック的性倫理からの逸脱に関する告解 15 種に対し司祭から授けられる訓誡はたったひとつ、それも「告解その十三」のごく一部——処女の貞節を守ろうとしていた女性に対する不実の行為——に対してにすぎぬことは、前掲のとおりだ⁷⁸。日本人キリシタン信徒がこれでもか、と言わんばかりに犯す性的“逸脱”のそれぞれに対しコリヤードがいかなる誠めを垂れるのか、本当は知りたいところであった。



キリシタン時代、イエズス会を中心とするヨーロッパ人宣教師たちは、日本人を司祭に叙階すべきか否か、激しい議論を繰り広げた。ヴァリニャーノは 1593 年 11 月 12 日付け、マカオ発、イエズス会総長宛て書翰において繰り返す、マカオに日本人聖職者の養成を主目的とするコレジオを創設することの必要性を力説した。そしてみずからの顧問であるルイス・フロイス、ドゥアルテ・デ・サンデ、ロレンソ・メシアのパードレ 3 名へみずからの企画を伝え、この 3 名がそれぞれの意見を自由にイエズス会総長へ書き送るよう要請した。ヴァリニャーノにとって不幸というほかはないが、3 名の顧問たちは皆、マカオ・コレジオの創設にも日本人聖職者の養成にも消極的もしくは否定的な意見の持ち主であった。日本人を司祭職に就かせることを危ぶむ意見の主たる論拠のひとつ、それが日本人には貞操観念が欠如している、つまり日本人をパードレにすると性倫理の点で^{つまず}躓く危険性が高い、ということであったのは、まことに象徴的である。

⁷⁷ 早川聞多『春信の春、江戸の春』文春新書、2002 年、117 頁。引用文の表現をやや改めた。

⁷⁸ 『聖書』にはっきり誠めの文言がある性的逸脱のうち、『コリヤード さんげろく』から漏れているのは近親相姦くらいではないであろうか。聖ルカが姦淫同然の罪であるとして糾弾する離婚をめぐる告解も、『さんげろく』には見えない。

フランチェスコ・パシオもまた、1596年1月30日付け、長崎発、イエズス会総長宛て書翰⁷⁹において日本人の司祭叙階問題と、日本人のためのイエズス会コレジオをマカオに設立することの是非を論ずる。パシオはこの書翰をしたために際し、フラシスコ・カブラルが中心になって導き出した強硬なマカオ・コレジオ設置反対論と、それに対するヴァリニャーノの反論とを双方閲読した、と特記している。

日本人が司祭職に対する適性を有するか否かに関するパシオの見解は、カブラルの見解と本質的に変わらない。要するに、日本人は信仰面において若く浅く、特に禁欲および貞潔の誓願を冒す危険性が高い、ということである。ただパシオの懐いた日本人パードレ叙階に関する見解には、これを絶対に阻止しようとするカブラルの考えとは明らかに異なるところがあった。パシオは、イエズス会パードレ候補者として迎え入れる日本人は最優秀のイルマン少数だけにとどめ、大多数の日本人イルマンはこれをイエズス会に入会させることなく教区司祭(Clérigos. 在俗司祭)にして、これにレジデンシア(Residência. 布教拠点から離れた小さな駐在所)を任せるのがよい、そうすればヨーロッパ人パードレたちはカーザ・レイトラル(Casa Reitoral. 布教中枢に位置する主要な修道院)に居住できる、と主張した。

もともと、日本人イルマンのうち最優秀者だけを厳選してイエズス会パードレに昇進させる、というみずからの案に関しても、パシオは欣然としてこれを実行に移そうとしたわけではなさそうだ。パシオは、彼らの修練期間が終わっても、40歳くらいまでは再びレジデンシアへ入れて奉仕させねばならない。その後で彼らを叙階して司祭職を与えてもよいとは思いますが、それはあくまで「彼らの司祭職を信頼してというより、むしろ彼らの過去の労苦に報いるため、さらに他の者たちを鼓舞して、努力し良い奉仕をする気持ちを持たせるためである」と述べる。パシオはさらに「この年齢で司祭になれば、そしてこれだけの証あかしがあれば、貞潔の点でも傲慢の点でも、さほど危険ではないであろう」と判断する(傍点は引用者による)。

パシオと同様の懸念を懐いたヨーロッパ人イエズス会士は少なくない。たとえば1611年9月20日付け、日本発、ジョヴァンニ・バッティスタ・ポーロのイエズス会総長宛て書翰⁸⁰によると、不干斎ファビアン(Fucan Fabião)を初め幾人もの日本人イルマンたちが「比丘尼たち」(bicunins)との同棲生活に耽った末、イエズス会を脱会してしまい、イエズス会士は多大の不名誉を蒙った、という。

不干斎ファビアンといえ、キリシタン隆盛期の1605年に『妙貞問答』というキリシタン護教書を執筆しただけでなく、ヨーロッパ人宣教師の日本語教科書に供するため、『平家物語』(ブリティッシュ・ライブラリー所蔵。天下の孤本)をラテン文字で記した日本語の口語へ直し、1592年に天草で刊行した日本イエズス会有数の知識人である。

邪淫の罪悪であることを信徒に向かって説く以上、ヨーロッパ人宣教師は日本人のことをあげつらうばかりでなく、率先垂範の気概をもっておのれの“操”を堅守せねばならぬはずである。この点、実情はどうであったか。宣教師自身による内部告発とおぼしき事例を少し挙げてみる。

ジョアン・ロドリゲスといえ、通事バテレンと称されて抜群の日本語力を誇るイエズス会最高の

⁷⁹ Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap.Sin.12-II, ff.351-353v. 高瀬弘一郎「マカオ・コレジオの創設をめぐる諸見解」(同『キリシタン時代の文化と諸相』八木書店, 2002年, 185~198頁)に日本語全訳を収める。

⁸⁰ Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap.Sin.15-I, ff.38v-39.

日本通である。慶長 19 年(1614)の宣教師追放にさきだつこと 4 年、慶長 15 年に日本退去を余儀なくされたロドリゲスの身边には妙な噂がくすぶっていた。長崎代官村山当安の奥方(ジュスタという洗礼名を持つキリシタンであった)とのあいだでロドリゲスが不倫の関係を続けているのではないかという疑惑である。1615 年 12 月 6 日付け、マカオ発、マノエル・ディアスのイエズス会総長宛て書翰は、女性問題のために日本からマカオへ送られてきたふたりのイエズス会士から聴取したこととして、次のように記す。

彼[ロドリゲス]は長崎で同伴者なしに一人だけで市の二人の統治者の一人当安の妻を訪ねることを常としていた。非常に親密な関係で、時折小用をする時に彼女と一緒に便所に行った程であった。そしてしばしば彼女の着物の中に手を入れて胸にさわった。それを彼女の召使たちが見ていた。彼女たちを通して、彼女の夫がそのことを知った。それ以後、夫は彼女を虐待し、他の妻たちをおいた。そして同パードレとの仲を断然絶ち、これを日本から追放させることまでした⁸¹。

さらに 1619 年 2 月 23 日付け、長崎発、マテウス・デ・コウロスのイエズス会総長補佐宛て書翰によると、日本人教区司祭トマス・アラキ(後、棄教者となるが、この時点ではまだ信仰を保っている)は次のような消息を自分、つまりコウロス自身に伝えたという。「パードレ・ヴィエイラ[セバステアン・ヴィエイラ]がしばしば泊りに行き、定宿にしている、あの二人の修道女の藁葺きの家の門の落首は、同パードレのことだけを考へて貼られたことは確かだ。自分[アラキ]は大勢の世俗の人々から注意されて、それを剥がさせた」と。で、その落首にはどんなことが書いてあったか。コウロスによれば、なんとそこには「一人の男と一人の女が裸で抱き合っている姿が描かれ、最初の謡は次の通りであった。お前たちが持つ数珠は、お前たちが犯す罪の数を数えるためか、或いはお前たちの愛人の枕に置くためか」。そして「その先まだ別の卑猥な詞が続いていた⁸²。

以上は、日本布教に最も重要な役割を果たしたイエズス会士の醜聞である。コリヤードはドミニコ会士であり、マドリドとローマでイエズス会に対する告訴状を提出したほどの反イエズス会の闘士であったが、聖職者自身の性倫理に関し、あるいは信徒に守らせようとする第六誡の掟に関し、イエズス会であろうがドミニコ会であろうが、その取り組みように違いのあるはずはない。ヨーロッパ人聖職者みずからが犯した性的逸脱を“とるに足らぬ例外”と見るか、否か、これについては見解が分かれようが、ともかく、前述の如き緩やかで大らかな性道徳律が支配的であったキリシタン時代の日本(より限定的に言えば、西九州、特に長崎近辺。広く考えても、畿内以西の西日本)にあって厳格な——タテマエとしては——カトリック的性倫理を説く第六誡を浸透させることがどれほどの難事であったか、そのことをコリヤードによって聴取され筆録された日本人キリシタン信徒の告解のひとつひとつは、私どもにありありと認識させてくれる。

⁸¹ Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap.Sin. 16-II, f.252v. 高瀬弘一郎「長崎代官村山当安をめぐる一つの出来事」『キリシタン時代対外関係の研究』吉川弘文館, 1994 年, 632 頁所引。

⁸² Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap.Sin. 35, f.98v. 高瀬弘一郎「キリシタン宣教師が用いた暗号」『キリシタン時代対外関係の研究』643 頁所引。